

令和七年六月 青森県議会第三百二十二回定例会会議録 第三号

令和七年六月十九日（木）議事日程 第三日

午前十時三十分開議

第一、議案第十二号についての知事提案理由説明

第二、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、議案第十二号についての知事提案理由説明

第二、一般質問（福士直治、吉俣 洋、夏坂 修、谷川政人各議員）

午前十時三十分開議

出席議員 四十八名

議長 長 丸 井 裕

副議長 長 寺 田 達 也

一 番 丸 井 裕

三 番 井 本 貴 之

五 番 小 笠 原 大 佑

七 番 大 澤 祥 宏

九 番 大 平 陽 子

十一 番 夏 坂 修

十三 番 吉 田 ゆかり

十五 番 成 田 陽 光

十七 番 大 崎 光 明

十九 番 和 田 寛 司

二 番 工 藤 貴 弘

四 番 工 藤 悠 平

六 番 夏 堀 嘉 一郎

八 番 北 向 由 樹

十 番 斉 藤 孝 昭

十二 番 後 藤 清 安

十四 番 大 澤 敏 彦

十六 番 福 士 直 治

十八 番 木 明 和 人

二十 番 小 比 類 卷 正 規

二十一 番 菊 池 勲

二十三 番 鶴 賀 谷 貴

二十五 番 吉 俣 洋

二十七 番 花 田 栄 介

二十九 番 寺 田 達 也

三十一 番 高 橋 修 一

三十三 番 夏 堀 浩 一

三十五 番 今 博

三十七 番 安 藤 晴 美

三十九 番 山 田 知

四十一 番 工 藤 兼 光

四十二 番 森 内 之 保 留

四十四 番 阿 部 広 悦

四十六 番 田 名 部 定 男

四十八 番 鹿 内 博

四十九 番 伊 吹 信 一

五十 番 中 順 造

五十一 番 清 水 悦 郎

五十二 番 伊 吹 信 一

五十三 番 伊 吹 信 一

五十四 番 伊 吹 信 一

五十五 番 伊 吹 信 一

五十六 番 伊 吹 信 一

出席事務局職員

局長 工 藤 康 成

議事課長 角 田 正 人

総括主幹 土 屋 順 司

総括主幹 中 野 弥 寿 喜

主 査 岡 崎 正 博

主 査 岡 崎 正 博

主 査 岡 崎 正 博

主 査 岡 崎 正 博

次 長 伊 藤 敏 文

副 参 事 鳴 海 康

総 括 主 幹 下 村 恭 子

主 幹 山 口 友 一

主 査 中 畑 祥 将

主 査 中 畑 祥 将

主 査 中 畑 祥 将

主 査 中 畑 祥 将

地方自治法第二百一十一条による出席者

知 事 宮 下 宗 一 郎

副 知 事	小 谷 知 也
副 知 事	奥 田 忠 雄
総 務 部 長	澤 純 市
財 務 部 長	千 葉 雄 文
総合政策部長	後 村 文 子
子ども家庭部長	若 松 伸 一
交通・地域社会部長	舩 木 久 義
環境エネルギー部長	豊 島 信 幸
健康医療福祉部長	守 川 義 信
経済産業部長	上 沢 謙 一
観光交流推進部長	齋 藤 直 樹
農林水産部長	成 田 澄 人
県土整備部長	古 市 秀 徳
危機管理局長	築 田 潮
国スポ・障スポ局長	出 崎 和 夫
会計管理者	小 坂 秀 滋
教 育 長	風 張 知 子
警察本部長	小 野 寺 健 一
監 査 委 員	佐 々 木 知 彦
	監査委員事務局長 松 田 大
	教育次長 坂 上 香 苗
	警 務 部 長 中 村 誠

○議長（丸井 裕） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 追加議案上程及び提案理由説明

○議長（丸井 裕） 知事より、お手元に配付のとおり議案が送付されましたので、報告いたします。《登載省略》

議案第十二号を議題とし、知事の説明を求めます。——知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま上程されました追加提出議案について御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思いをします。

議案第十二号「青森県監査委員の選任の件」は、青森県監査委員櫛引ユキ子氏及び小比類巻正規氏が来る六月二十七日をもって退職いたしますので、後任の監査委員として木明和人氏及び菊池勲氏を適任と認め、両氏の選任について御同意を得るためのものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、原案どおり御同意を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 一 般 質 問 継 続

○議長（丸井 裕） 一般質問を継続いたします。

十六番福士直治議員の登壇を許可いたします。——福士議員。

○十六番（福士直治） 自由民主党、東津軽郡選出の福士直治でございます。

今回、質問させていただく題材の多くは地元の方々の対話集会での話題がベースとなっております。知事も県民対話集会「＃あおばな」を開催し、直接県民から様々なお話を聞いていると思いますが、県議会議員の私たちもまた県民代表として、県民の意見を県政に反映させる役割を担うべきと考えます。

現在、県議会では議員定数等見直しに関する検討委員会が開かれ、議員定数や選挙区割り等で議論が進んでおります。私は、県民の思いに寄り添うためには、どこにいても聞こえるような大きな声を聞くだけでなく、遠くで聞こえる小さな声も大事な声として県政に届けることが重要であると考えます。私は、行政に関わる者として、そのことを忘れずにこれからも活動していきたいと思いをします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、陸奥湾ホタテガイ養殖業の振興について伺います。

陸奥湾のホタテガイ養殖は、先人のたゆまぬ努力によって、稚貝の画期的な採取方法や中間育成籠の考案など、高度な生産技術が確立されているとともに、穏やかで豊かな内海である陸奥湾の好条件とも相まって陸奥湾沿岸の全域に広がり、地域を支える重要な産業に成長してきました。これは、国や県が現在進めている取る漁業からつくり育てる漁業への転換という、日本を代表するすばらしい事例ではないかと私は考えております。

また、ホタテガイは加工の原材料となり、本県の食品加工産業の発展を支えてきたほか、物流や輸出、さらには観光産業など、様々な関連産業と結びつき、本県の雇用や経済を支える重要な役割を担っています。

しかしながら、陸奥湾では、海水温の上昇などを背景にホタテガイのへい死が発生しており、二か年にわたり多くの漁場で甚大な被害が見受けられています。特に生産の要となる稚貝については、昨年はホタテガイのラーバが多く発生し、十分な量の稚貝が確保できたものの、夏季の高水温の影響により、秋以降、一部地域では大量へい死や必要な量を確保できない漁業者も多くおられました。このため、被害が比較的軽微だった地域から採苗不振だった地域の漁業者への自助努力による稚貝の融通が行われ、多くの漁業者が何とか生業（なりわい）をつなぐことができた一方で、十分な稚貝を確保できなかった漁業者もいたと伺っております。稚貝不足の際の地域間融通は、県内各地域の稚貝の生産量のほか、需要の状況の把握や供給元と受入先の信頼関係の構築、情報の透明化等、多くの課題があり、県の関与が望まれております。

また、先日、自民党派で平内町漁協と青森市漁協奥内地区で現地調査を行いました。例年の十分の一度の水揚げしかなく、ホタテより残渣のほうが多いという厳しい現状を目の当たりにしてきました。

私自身、地元の浜を歩く中で、研究機関から提供された高水温対策を講じて、多くのホタテガイがへい死したといった漁業者の戸惑いと将

来への不安の声や、昨年の少雨、少雪の影響で河川から流出する栄養分が減ったので、海中の餌が減ったのではなからうかという声も聞かれ、へい死の背景には、水温だけではなく、餌の状況や潮の流れなど、これまでと異なった複合的な要因が絡んでいるのではないかと話されておりました。

地球温暖化など自然環境は大きく変化し、それによってホタテ養殖を左右する環境もまた大きく変化していると思います。こうした中にあっても、裾野の広いホタテ産業を将来とも産業として維持、発展させていくためには、その基礎となる本県ホタテガイ養殖業そのものを持続可能なものとしていく必要があります。このためには、県はしっかりと現状を分析して対策を立て、漁業者に対して助言や指導をしていくことが大きな役割だと考えます。

そこで、二点伺います。

一点目として、稚貝の地域間融通に向けた県の取組について伺います。

二点目として、陸奥湾ホタテガイ養殖の持続的発展に向けた県の取組について伺います。

次に、津軽半島地域の安全・安心を確保する道路機能の強化について伺います。

まず初めに、県道今別蟹田線小国峠区間の道路整備について伺いたいと思います。

津軽半島地域における道路機能の強化は、住民の安全・安心を守る上で極めて重要であり、特に冬期間の安全な交通確保、医療へのアクセス、物流・観光基盤の維持という点でも早急な対応が求められていると考えます。

この中でも県道今別蟹田線の小国峠区間は、かねてより急勾配、急カーブが多く、特に冬の通行には不安の声が多く上がっております。私自身も、この問題について、これまで議会での質問を通じて度々取り上

げさせていただいております。地域住民の強い期待が寄せられていることを改めて申し上げたいと思います。

そこでまず、これまで県がこの区間の道路整備に対してどのような調査、検討を行い、また、国への要望活動や重点施策提案などにどう取り組んできたのか、これまでの取組状況と今後の予定について伺いたいと思います。

次に、現在検討されているルートについて伺います。

先般、外ヶ浜町蟹田と今別町を結ぶ小国峠について、バイパスを整備する方針で県と両町長が基本合意を交わしました。これまで、県は、両町ヘルートについて複数案を提示してりましたが、両町合意の下、いよいよ絞り込まれてきたと伺っております。

そこで、県が現在考えております有力ルート案の内容について伺いたいと思います。

次に、冬期間における安全対策の一環として、国道二百八十号バイパスにおける自発光式視線誘導標の設置状況について伺います。

津軽半島地域では、ホワイトアウトと呼ばれる吹雪や濃霧などにより視界が極度に悪化することが多く、夜間や悪天候時には道路の線形や車線の把握が困難になることから、交通事故のリスクが高まっております。地域の方々からは、道路が見えずに不安だ、夜道の運転が命がけだといった声も寄せられており、安全対策の強化を求める声は年々高まっております。

こうした状況の中、自発光式視線誘導標は、反射材による受動的な視認とは異なり、常に光を発光することで、吹雪や濃霧の中でも道路の境界やカーブが視認しやすくなるとされており、他県でもその効果が報告されております。国道二百八十号バイパスは、既に設置されている箇所もあり、未設置箇所とは安心感や雲泥の差があります。冬期間も安心して通行できるように、全線において自発光式視線誘導標を設置拡大していただきたいと思います。

そこで、国道二百八十号バイパスにおける自発光式視線誘導標の設置状況について伺いたいと思います。

次は、ＪＲ津軽線についてであります。

令和四年八月の大雨災害以降、運休しているＪＲ津軽線蟹田―三厩間について、運休休止から三年近くなる去る六月十日に、今別町阿部町長、外ヶ浜町山崎町長、ＪＲ東日本盛岡支社大森支社長、そして県の宮下知事が出席し、基本合意書締結式が開催されました。

本件については、四者の課長級職員による検討会議が八回、この内容を踏まえた市町村長が参加する会議が四回行われてきました。また、この間、今別町、外ヶ浜町では、それぞれ住民や議会との意見交換も何度も行われてきました。両町の意向が一致せず、協議が難航することもありましたが、県がリーダーシップを発揮して、両町の間を取り持ちながら協議が進められてきました。また、県議会におきましても、一般質問や新幹線・鉄道問題対策特別委員会等で意見交換が行われ、地元選出議員である私も都度質問に立たせていただきました。

今回、地域の声を反映した形で基本合意されたところであり、具体的には、四者で転換後の自動車交通について十八年以上の運行を目指すことに加え、ＪＲが町事業への支援や、まちづくりに必要な鉄道施設の撤去などに取り組むことになっております。

私は、この基本合意について、関係者が連携して利便性の高い地域の交通を維持していくことや、ＪＲ東日本による地域貢献策を文書で明らかにしたものと前向きに受け止めております。今後は、関係者が綿密に連携して、この内容を着実に実行していくことが大切だと思っております。

そこで、自動車交通の一体運行に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、公共工事の発注について伺います。

現在、日本の消費者物価上昇率は、Ｇ７の中でも最も高い数値を示し

ています。食料品やエネルギー価格の上昇が原因と言われておりますが、消費者だけでなく、生産者や労働者に対しても大きな影響を及ぼしております。県としても、様々な業種に様々な形の支援事業を行っていることは我々も理解を示すところです。

しかし、県内では、むつ総合病院新病棟建設工事が複数回の不調、不落によって計画白紙となっており、また、下北地区統合校におきまして、入札参加者がなく不調となり、入札中止となっております。理由はたくさんあると考えますが、資材や人件費の高騰が原因の一つではないかと考えます。このようなことから、公共事業についてどのような物価高騰対策がなされているのか疑問を感じるところです。

そこで、建設資材の価格が高騰している状況において、県発注工事の予定価格の算出方法について伺いたいと思います。

次に、物価高の影響を受けている県内中小企業者への対応について伺います。

青森県内の中小企業者は、原材料費や光熱費の上昇、さらには価格転嫁の難しさなど、物価上昇に起因する経営環境の厳しさに直面しております。原材料費や光熱費など、事業運営に必要なコストが上昇する一方で、それを製品やサービスの価格に十分転嫁できていないという声が、私の地元をはじめ、各地で聞かれる事業者の偽らざる声であります。

売上げは横ばいでも仕入れや経費がかさみ、利益が圧迫されているや、返済負担が重く、新たな資金調達が難しいなど、中小企業者の皆様が感じている不安は切実であります。事業の継続に不安を抱える声も多く寄せられており、資金繰り支援や経営の強化は喫緊の課題であります。

そこで、県は県内中小企業者の事業継続に向けた資金繰り支援について、どのように取り組んでいるのか伺います。

次に、価格転嫁の問題について伺います。

経営の安定には、単に融資などによる資金繰り支援にとどまらず、事

業者自身が適正な価格を設定し、取引先と交渉を行うことが不可欠です。しかしながら、特に中小企業者にとっては価格交渉のノウハウが不足していたり、取引先との関係性から交渉が難しかったりするケースが少なくありません。原価上昇分をうまく価格転嫁ができないと事業者は厳しい経営状況となり、雇用や事業継続にも悪影響が生じます。このことから、物価上昇が続く中で、多くの県内中小企業者が適切に価格転嫁できる環境支援が重要と考えます。

そこで、県内中小企業者の価格転嫁促進に向けた県の取組について伺います。

次に、農林水産分野の物流対策について伺います。

先ほども触れましたが、本県においては、農林水産業が地域の基幹産業として、地域住民の生活や雇用など、地域経済を支えております。特に私の地元東津軽郡では、水稻や野菜の生産を中心とする農業や水産資源の豊かな津軽海峡、陸奥湾での漁業も地域経済にとって重要な位置を占めております。

しかし、物流の二〇二四年問題により、農林水産物を取り扱う荷主事業者の方々からは、輸送コストが上昇し、負担が増している、これまでどおりトラックを確保できるのか不安があるといった声が寄せられております。農林水産物の集荷現場では作業負担が増しており、地域の高齢化が進む中で深刻な課題となっております。県としても現状を重く受け止め、農林水産物の物流面での支援をしていく必要があると思います。

そこで、県は、物流の二〇二四年問題を受けて、農林水産物を取り扱う荷主事業者の課題をどう捉え、どういった対応をしているのか伺いたいと思います。

次に、農林水産分野における物流の効率化について伺います。

物流の効率化は、単に集荷、配送の負担軽減にとどまらず、地域経済の維持や地場産品の安定供給にも直結する重要な課題であります。県内

の生産現場からは、施設や設備を改修したいが、初期投資が重い、パレット化や拠点集約に踏み切りたいが、ノウハウが足りないといった切実な声が多く寄せられております。

こうした中、県では、今年度、農林水産物の物流効率化を推進する事業を実施していると伺っております。

そこで、農林水産分野における物流の効率化に向けた県の取組について伺います。

次は、青森県営浅虫水族館の取組についてお伺いします。

県民の憩いの場として親しまれるとともに、観光客の誘致や子供たちの学び場としても大きな役割を果たしている浅虫水族館でございますが、今年度、入館料が新料金へ改定されました。私は、当初予算が提案された際、入館者数へどういった影響が出るのか不安でありましたが、子育て世代の方々からは、子供の料金が無料になり、気軽に訪れられるといった好意的な声が寄せられており、利用者には受け入れられていると感じております。

そこでまず、令和七年四月からの入館料改定後の入館者数の状況について伺いたいと思います。

また、ヘビーユーズだという利用者の方からお話を伺うと、浅虫水族館は、イルカショーや陸奥湾の海を再現したトンネル水槽の魚への餌やり体験など、ふだんから様々なショーやイベントがあり、ほかの水族館と比べても満足感があるとの御意見や、夜の水族館や飼育員体験など、スペシャルイベントも企画され、入館者を飽きさせない、お得感があるなど、好意的な意見が多く、水族館運営に当たっている皆さんの努力のたまものだと感じております。これからも利用者のこういった好意的な御意見をいただける取組を積み重ねることが入館者増加につながっていくのではないかと感じておるところでございます。

そこで、二点目として、今後検討されている浅虫水族館の入館者増加に向けた取組について、期待を持って伺いたいと思います。

次に、手話通訳者の資格取得について伺います。

先日、手話通訳者を目指す主婦の方のお話を伺う機会がございました。その中で、手話通訳者になるためには養成講座を受ける必要があるが、非常に時間がかかり、ハードルが高い、開催場所も限られているため、地方住まいだと大変だ、資格取得に意欲のある女性は割と多いと感じているなどの御意見をいただきました。

聴覚に障がいのある方々が社会の中で安心して生活し、地域の行事や公共のサービスを利用できるようにするためには、手話通訳者の果たす役割が非常に重要であります。来年開催予定の国スポ・障スポにおきましても、人材確保が必要だと考えます。県としても、手話を学びたい方を支援し、将来的に手話通訳者として活躍する人材をしっかりと確保していくことが求められていると感じております。

そこで、一点目として、手話通訳者の資格取得方法及びその状況について伺いたいと思います。

また、県としては、手話通訳者を養成するために、例えばオンライン講座を開催するなど、地域差なく、誰もが十分な講座を受けられる体制づくりが必要と考えます。

そこで、二点目として、手話通訳者等の養成に向けて、県はどのような取組を行っていくのか伺いたいと思います。

最後は、避難所環境整備三点について伺います。

本県では、半島地域など道路網が寸断されることで孤立集落が発生する可能性が高い地域があると承知しております。そうした孤立が想定される地区では、外部からの支援が届きにくくなるおそれがあるため、避難所に十分な災害備蓄をあらかじめ確保しておくことが極めて重要だと考えます。

また、災害はいつ起こるか分かりません。本県は豪雪地域であり、極寒地域でもあります。こうした地域特性を踏まえ、万が一に備えるためにも、冬季の大規模災害を想定した対策が必要だと考えます。

そこで、一点目として、孤立が予想される地区においては、避難所の災害備蓄が重要と考えるが、県の備蓄の考え方について伺います。

二点目として、本県の地域特性を考慮すると、厳冬期の災害を想定し、避難所環境を整備しておく必要があると考えるが、県の見解について伺います。

次は、災害関連死についてです。

災害が直接的な死因ではない、避難生活における身体的負担等により死亡することを災害関連死と言います。災害関連死は、特に災害後の生活環境の悪化や精神的ストレス、医療へのアクセスの制限などが原因で引き起こされるそうであります。私たちは災害の備えを考えるととき、この災害関連死についても備える必要があると考えます。それは、食料や水などの物資だけではなく、避難所での衛生面やプライバシーの確保など、避難所環境の整備が災害関連死を防ぐ大切なポイントだからであります。これまでの災害への備えでは災害関連死への配慮が十分ではなかったと推察されます。

そこで、三点目として、災害関連死を減らすためには、備蓄食品や段ボールベッドなどだけではなく、より良好な避難所環境整備が必要と考えますが、県の取組を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 福士議員にお答えいたします。

私からは、まず、陸奥湾ホタテガイ養殖業の持続的発展に向けた取組についてお答えいたします。

私は、陸奥湾ホタテガイ養殖業を持続可能な産業にしていくためには、近年の採苗不振や高水温による大量へい死への対応が急務と考え、関係団体と連携しながら、スピード感と危機感を持って陸奥湾ホタテガイ総合戦略に基づく取組を進めております。

具体的には、高水温に対応した養殖技術の開発やブイロボの機能強化

により、陸奥湾の海洋環境を見える化していくほか、県の働きかけにより、むつ湾漁業振興会及び関係漁協間で親貝確保に向けた協定の方針に合意するなど、取組が着実に進んでおります。

一方で、生産現場からは、一部海域では水深が浅く、高水温対策が難しいことや、昨年秋季以降、へい死が多く、高水温以外の原因を解明してほしいことなどの声が寄せられているほか、県産業技術センター水産総合研究所では、へい死の要因として新たに餌不足の可能性があることを指摘しております。

このような状況も踏まえ、県では、新たに取り組む必要がある対策を六月中に取りまとめ、総合戦略をさらに強化することとしております。続きまして、県道今別蟹田線小国峠区間の道路整備に係る取組状況と今後の予定についてお答えいたします。

当該区間における通年での安全確保は、改正半島振興法で新たに示された半島防災を推進する上で、重要な課題であると私は認識しております。

これまで、今別町及び外ヶ浜町と情報共有しながら概略設計等を進め、有力ルート案を整理し、今年三月には両町との基本合意に至ったところであります。

また、先月二十八日には、国への重点施策提案活動においても小国峠の平坦化整備への支援を強く要望してきたところであり、早期の事業化を目指し、より一層のスピード感を持って関係機関との協議、調査、設計等を着実にステップアップしてまいります。

続きまして、ＪＲ津軽線に関し、自動車交通の一体運行に向けて、今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

このたびの基本合意は、令和四年八月の連休以降、関係者が地域の交通について協議を重ねた結果、実を結んだものであり、ＮＰＯ法人を新たに設立し、利便性と持続性の高い地域交通を運行するという、全国の注目を集めるモデル的なものであると受け止めております。

今後、令和九年度からの自動車交通の一体運行開始に向けて、四者が連携してNPO法人の設立や自動車交通の運行形態について具体的に準備を進めるとともに、運行開始後も利用ニーズを踏まえた改善に継続して取り組み、県としても、地域の皆様が選択してよかったと心から思えるよう、広域自治体としての役割をしっかりと果たしてまいります。

続きまして、県内中小企業者の価格転嫁促進に向けた取組についてお答えいたします。

県では、令和六年九月に価格転嫁促進連絡会議を設置し、各機関の取組状況や課題について情報共有するとともに、参画機関が価格交渉に関する知識を習得するためのセミナーや、商工団体等と連携した全県的な広報活動を実施してまいりました。

今年度は、これらの取組に加え、21あおもり産業総合支援センターに新たに配置した価格転嫁支援アドバイザーによる積極的な訪問型の相談対応や、原価の把握、価格交渉に必要なノウハウ等を習得する実践塾を開催することとしております。

さらに、国が設定した九月と三月の価格交渉促進月間において、新聞広告やテレビCM等の広報活動を重点的に行うことなどにより、物価高の影響を受けている県内中小企業者の価格転嫁促進に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 良好な避難所環境の整備に係る県の取組についてお答えいたします。

良好な避難所環境を確保することは、被災者の生命、身体を守り、災害関連死を防ぐ観点から極めて重要であると認識しており、特に大規模災害発生時等において支援物資の輸送が困難となる事態に備え、災害備蓄をさらに充実させていくことが必要不可欠と考えています。

このことから、令和七年一月には、能登半島地震で明らかになった課

題等を踏まえ、青森県災害備蓄指針の見直しを行い、備蓄品目を食料、飲料水など、これまでの四品目から、子供や高齢者に配慮した物資等を含めた十七品目に拡充したほか、避難所環境の向上を図るための資機材として、今年度はトイレカー一台をはじめ、災害用自動ラップ式トイレ、水循環型手洗いスタンド等を整備することとしています。

今後とも、市町村と連携しながら、災害備蓄の充実や良好な避難所環境の整備を強力に推進してまいります。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問二点についてお答えいたします。

まず、手話通訳者の資格取得方法及びその状況についてお答えいたします。

手話通訳者の資格取得するためには、一般的に、厚生労働省が定めるカリキュラムに従い、手話奉仕員養成講座の入門課程及び基礎課程、手話通訳者養成講座の基本課程及び応用課程を修了する必要があるが、本県が実施する養成講座を全て修了するまでには四年程度かかります。

その後、手話通訳者全国統一試験に合格する必要があるが、昨年度の全国の合格者数は三百三十三名、うち本県の合格者数は三名でした。本年三月末現在、本県の手話通訳者登録者数は百二十六名となっています。

次に、手話通訳者の養成に向けて、県ではどのような取組を行っているのかについてお答えいたします。

県では、受講者の各レベルに応じた養成講座を開催して手話通訳者の養成を行うとともに、初心者向けの手話講習会の開催やイベント等を通じた手話の普及啓発を行い、手話を学ぶ県民の裾野拡大を図っているところ です。

養成講座の受講者の増加に向けては、オンラインでの開催を含め、講座の開催方法や場所等について検討してまいります。

○議長（丸井 裕） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 物価高の影響を受けている県内中小企業者の事業継続に向けた資金繰り支援についてお答えします。

物価や人件費の上昇等により経営コストが増加傾向にあるなど、県内中小企業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあると認識しています。

このような中、県では、金融機関等と連携して青森県特別保証融資制度を実施し、経営の安定に必要な資金の確保を支援する経営安定化サポート資金や、金融機関等が継続的に経営支援を行いながら、返済負担の緩和等を支援する経営力強化借換資金などを通じて、県内中小企業者の資金繰り支援を行っています。

県としては、引き続き、県内中小企業者の経営環境の把握に努めながら、関係機関と連携して、事業継続に向けた金融面からの支援に取り組んでいきます。

○議長（丸井 裕） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 青森県営浅虫水族館の令和七年四月からの入館料改定後の入館者数の状況についてお答えいたします。

県では、本年四月より青森県営浅虫水族館の入館料を改定し、幼児のみだった無料入館を高校生以下の子供に拡大するとともに、一般を千三十円から千二百円にしたところです。

入館料改定後となる本年四月から五月までの入館者数は六万二千六百六十五人で、前年同期に比べ一三〇%となりました。

内訳として、一般及び高校生が三万七千三百六十三人で、前年同期比で一〇三%、幼児が一万四千二百五十七人で一二〇%、小・中学生が一万四千十五人で一五四%となっています。

次に、浅虫水族館の入館者数増加に向けた取組についてお答えいたします。

県では、今年度、一部の水槽を入れ替えし、本県の海を再現するというコンセプトの下、新たにスルメイカやヤリイカの群れの展示や、クラ

ゲの写真映えるスポットの設置に取り組みます。

また、浅虫水族館を管理運営する指定管理者は、これまでの集客実績や入館者の要望に対応し、夜の水族館や飼育員体験、クリスマスや年始のイルカ特別パフォーマンスなどのイベントを企画しているところ です。

県としては、引き続き、指定管理者と連携しながら、さらなる魅力向上や、県の広報番組を活用したPRなど、多くの方々に来場していただけるよう取り組んでまいります。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問三点にお答えいたします。

まず、陸奥湾ホタテガイ養殖業に関しまして、稚貝の地域間融通に向けた県の取組についてです。

陸奥湾ホタテガイの稚貝について、過去の採苗不振時には、各漁業者が個別に地縁や血縁関係を通じた融通により確保に努めたものの、希望どおりのマッチングができずに必要数を確保できなかった事例が多いと聞いています。

近年、十分な量の稚貝を確保できない状況となっていることを踏まえ、県では、調整役を担うむつ湾漁業振興会に対して、稚貝が不足している漁業者と余力のある漁業者をマッチングさせる体制の構築について提案したところです。それを受け、同協会では、七月下旬から全湾で稚貝を融通できる体制を試験的に運用することとしております。

次に、農林水産分野の物流対策に関しまして、二〇二四年問題を受けた荷主事業者の課題と対応状況についてお答えいたします。

物流の二〇二四年問題による荷主事業者の課題としては、トラックドライバールの拘束時間の制限による輸送能力の低下が懸念されるため、首都圏等に長距離輸送されているリンゴ、野菜などの県産農林水産物について、これまでと同様に配送できる輸送体制を整備することが挙げられます。

この状況を踏まえ、県内の一部の荷主事業者は、トラックの集荷時間を短縮するため、複数ある野菜出荷場所を一つに集約したほか、荷物の積み込み作業の効率化に向けて、パレットの活用を進めています。

また、トラック以外での輸送手段として、鉄道、フェリーを利用するなど、こうした取組を通じて、物流の二〇二四年問題に対応しているところではあります。

続きまして、農林水産分野における物流の効率化に向けた県の取組についてです。

県では、これまでと同様の物流体制を維持するため、県産農林水産物を取り扱う荷主事業者を支援するあおもり農林水産物の物流効率化推進事業を実施しています。

具体的には、フォークリフトなどトラックへの積み込み作業を効率化するための荷役機械の導入や、荷待ち・荷役時間の短縮のために必要な物流倉庫等の整備、改修などの取組に対し、費用の一部を支援することとしており、現在、多数の申請をいただいているところです。

今後は、事業を活用した荷主事業者の状況を把握し、関係団体等と物流の効率化に係る情報共有を図りながら、本県の優れた農林水産物が全国各地に確実に届けられるよう取り組んでまいります。

○議長（丸井 裕） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 御質問三点にお答えいたします。

まず、県道今別蟹田線小国峠区間の有力ルート案の内容についてです。

当該ルート案は、現道活用区間と、トンネル構造等を想定したバイパス区間の二区間で構成されます。

全区間において、冬期間の安全走行のために必要となる道路縦断勾配四％以下を確保しつつ、現道活用区間の整備に先行着手することにより、部分供用等の早期の効果発現が期待できます。

次に、国道二百八十号バイパスにおける自発光式視線誘導標の設置状

況についてお答えいたします。

自発光式視線誘導標は、ポール上部のLEDランプが周辺の状況に応じて自動的に点滅する構造となっており、当路線では、蓬田村において、吹雪等による視程障害が発生しやすい約二キロメートルの区間で設置を進めているところです。

これまで約六割に当たる千二百六十メートルの区間で設置が完了しており、引き続き、残る区間の整備を着実に進めてまいります。

最後に、県発注工事の予定価格の算出方法についてお答えします。

県発注工事の予定価格は、あらかじめ定められた単価や基準等に基づき、工種ごとに建設資材単価、労務単価等を工事数量に乗じて計算する直接工事費と、直接工事費に経費率を乗じる等により計算する間接費の二つを合算した工事価格を参考に算出しています。

工事価格算出に用いる建設資材単価は、設計単価決定要領に基づき、毎月の市場取引調査により県が決定しており、一円でも価格に変動があるときは翌月に当該単価を改定しています。

また、国が定める労務単価や積算基準等は、毎年行われる実態調査の結果を基に決定されたものを使用しています。

さらに、受注後の価格変動に対しては、いわゆるスライド条項により、受注者が一定条件を満たす場合において、請負代金額の変更を請求することが可能であり、相手側から協議があつた際には適切に対応しています。

○議長（丸井 裕） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 避難所の環境整備に係る御質問二点にお答えいたします。

初めに、孤立が想定される地区への備蓄につきまして、県では、能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害に伴う道路の寸断により孤立集落が発生した場合において、孤立が解消されるまでの間、外部からの支援がなくとも避難生活を送ることができるよう、青森県災害備蓄指針を見直し

の上、半島部等の孤立が想定される地区に所在する避難所に県の備蓄物資を保管することとしたところであり、今年度以降、順次配備を進めていくこととしております。

次に、厳冬期を想定した避難所環境の整備につきまして、厳冬期に発生した能登半島地震の事例を通じ、避難所の暖房確保の重要性が改めて認識されたところであり、同様に、積雪寒冷地である本県の特性を踏まえ、今回の備蓄指針の見直しにおいては、暖房器具の備蓄も盛り込み、今年度から計画的に整備していくこととしております。

○議長（丸井 裕） 福士議員。

○十六番（福士直治） ありがとうございます。それでは、順次再質問していきたいと思えます。

まず、陸奥湾ホタテガイ養殖業の振興についてですが、ホタテガイ養殖の採苗方法は天然採苗ですので、今後も地域格差や採苗不振になる年もあると予想されます。陸奥湾全体での稚貝の融通体制の構築に向けた取組をお願いしたいと思えます。

陸奥湾ホタテガイ養殖業の持続的発展につきましては、現場から様々な声がある中で、その声に真摯に応えていくには、現場の判断を支える科学的な情報提供の一層の推進が不可欠であると考えます。

現在、県では、ブイロボの機能強化を図り、陸奥湾の環境を見える化していくとありますが、得られたデータや研究機関による分析結果が現場の漁業者にとって実際に活用可能な形で提供されるのか、また、高齢者にも分かりやすい表示であるのかなど、情報提供の仕組みも必要だと考えます。

そこで、陸奥湾の海洋環境の見える化とはどのようなものなのか伺いたいと思えます。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 陸奥湾の海洋環境の見える化は、陸奥湾全体の水温や海流などの状況を詳細、そしてリアルタイムに把握し、一

目で分かりやすく示すことで、漁業者が直ちに養殖管理などに活用できるようにするものです。

このため、データ観測の体制強化に向け、ブイロボについて、今年度、既存の観測ブイ三基を更新し、これまでの水温、塩分等の項目に加えて、新たに気温、風向、風速などを観測するほか、野辺地地区、川内地区に小型ブイ二基を新設いたします。

また、ブイから得られたデータは、県産業技術センター水産総合研究所が運用している青森の海の情報サイト「海ナビ」に掲載し、漁業者がスマートフォンなどを利用して、リアルタイムで情報を得ることができるようになります。

○議長（丸井 裕） 福士議員。

○十六番（福士直治） データもこれまでに以上に集めてやっていくということでしたが、漁業者がデータや知見に基づいて、不安が少なく作業ができるようにお願いしたいと思えます。

次に、小国岬の整備についてですが、有力ルートも選定されまして、いよいよ全体像が見えてくるなどという感じがいたします。

先日、地元の方から新聞記事のスクラップを頂きました。これなんですけれども、昭和四十六年十月八日の記事でございます。くしくも私が生まれた年と同じ五十四年前の記事でございましたが、一面の記事で、県の未来像という見出しで、県の開発計画の概要が掲載されておりました。その記事には、青森県開発計画概要図という地図も添付されておりました。青森市から今別町まで真っすぐ結びます津軽半島高速国道計画が明記されており、当時から利便性のよい道路整備が重要と考えられ、県としても必要性を感じていたという証明と考えます。どうか一日も早い外ヶ浜町蟹田以北の安心・安全な道路整備を改めて要望したいと思えます。これは後で県土整備部長と知事にも送りますので、よろしく見ておいてください。

あと、国道二百八十号バイパスの自発光式視線誘導標についてでござ

いますが、以前にも一般質問で取り上げましたが、ホワイトアウトなどが発生しやすい箇所からの設置になっていくとは思いますが、国道二百八十号バイパスは津軽半島で暮らす県民の重要な交通インフラでありますから、車両通行の安全確保をよろしくお願いしたいと思います。

次に、ＪＲ津軽線についてでございますが、今回の合意はスタートラインに立った段階と言えるものであり、答弁にありましたとおり、自動車交通の一体運行開始に向け、具体的内容についての協議をしっかりと進めていってほしいと考えております。

それに加えて、地域では、自動車交通への転換から十八年間経過した後の交通がいかに確保されるのかが大きな関心となっておりますところでございます。また、ＪＲ東日本からは、基本合意書締結式の場において、両町の地域交通の維持から逃げるのではない旨の説明をしております。

そこで、再質問といたしまして、十八年間経過後も交通が確保されるよう、関係者と協議や運行の効率化に取り組む必要があると考えますが、どのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（丸井 裕） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 基本合意書において、四者が十八年間以上の運行を目指すことや、有効期間終了後もＪＲ東日本が地域交通の確保に協力することが定められています。

県として、これがしっかりと実行されるよう、ダイヤなどの運行形態について、一体運行となった自動車交通の利用実績やニーズを踏まえ、継続的に毎年度見直ししながら効率化を図るとともに、国庫補助金の活用などによる収支の改善に取り組んでいくこととしております。

将来にわたって利便性の高い地域交通が維持されるよう、ＪＲ東日本及び両町と連携して取り組んでまいります。

○議長（丸井 裕） 富士議員。

○十六番（富士直治） 県には引き続きリーダーシップを発揮していた

だき、将来にわたり利便性の高い交通が維持されるよう両町に後押しをするよう、お願いいたします。

次に、公共工事の発注についてでございますが、価格高騰への対応は、県としてもできることはやっているという御答弁でございましたが、特に工事車両等の機械費や消耗費でございますけれども、現状とはまだ乖離が大きいと感じておるところでございます。

積算の考え方として、工事車両や作業機械は、リース料、賃料で見えておると思いますが、実際は、ダンプトラックやバックホーなどは機動性の確保や災害時の対応、除雪作業などを考慮しまして、自社で購入、保有している業者が多いのが実情であると思います。国の積算基準に倣うところも多いと思いますが、できる限りスピーディーに本県の実情を考慮した工事価格となるように努めていただきたいと思います。

次に、物価高の影響を受けている県内中小企業者への対応についてでございますが、資金面では特別保証融資制度や経営安定化サポート資金等で支えつつ、価格転嫁につきましても、セミナーでの周知やアドバイザー派遣などでプッシュ型の支援を進めているということが分かりました。しかし、事業者にとりましては、まだまだ経営環境の厳しい状況にありますので、引き続き事業者に寄り添った支援を継続していただくよう、よろしくお願いしたいと思います。

次に、農林水産分野の物流対策についてでございますが、とかく生産者に目を向けがちな農林水産分野ではございますけれども、生産、運搬、販売、消費が一体となって初めて産業となるわけでありまして、二〇二四年以降は特に物流効率化に取り組む必要があり、御答弁にあったあおり農林水産物の物流効率化推進事業は、実情に合った事業であると感じております。

実際、予算執行率は二か月ほどでほぼ上限に達していると伺いました。事業者にとつて需要がある事業だと考えますので、より多くの事業者を利用していただけるように、引き続きよろしくお願いしたいと

思います。

次に、浅虫水族館についてでございます。

四月から五月までで一三〇%ということでありまして、これは入館者数のはっきりと増加傾向を示しておるということでございます。今回の価格改定が好影響をもたらしていると考えます。実際にイベントや企画も好評でありますし、新企画のスルメイカやクラゲの新しい展示などにも期待したいと思います。

一点要望でございますが、人気が出てきたせいでしょうか、週末や大型連休に水族館付近で国道四号が渋滞いたします。ホームページ等で混雑予報も発信しているようでございますが、入場者数も増加傾向でありますから、渋滞緩和対策も検討をお願いしたいと思います。

次に、手話通訳者についてでございます。

昨日の川村議員への国スポ・障スポのボランティアの確保状況への御答弁で、募集四百人に対して三百四十九人と、まだまだ不足している状態でございますし、先ほどの御答弁で、県の資格者の登録者が百二十六名ということでございました。まだまだ不足しているなど感じております。

また、合わせたかのように、昨日、手話施策推進法が衆議院本会議で全会一致で可決、成立されました。新法には手話の習得が適切に行われるための環境整備をすることや、必要な児童生徒が手話で教育を受けられるよう、手話の技能を持つ教員や通訳者の配置を進めることが盛り込まれております。機運の醸成を感じます。県としても、希望者が資格取得のしやすい環境整備に取り組んでいただけるよう、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、防災対策についてでございます。

備蓄品目を四品から十七品目に拡充したということで、その中には暖房器具も配慮されているということでございます。防災は最悪の事態を想定して備えることが重要でありまして、本県の場合は厳冬の被災

であると考えます。避難所であつても良好な生活環境を確保できるよう、よろしくお願いいたします。私の一般質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

午後一時再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続き開会いたします。

一般質問を続行いたします。

二十五番吉俣洋議員の登壇を許可いたします。——吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 日本共産党の吉俣洋です。通告に従い一般質問を行います。

最初に、今、総力を挙げて取り組むべき二つの分野、ホタテとリンゴについて質問します。

まず、ホタテです。

昨年の稚貝の大量へい死に続き、今年の水揚げも激減、ふだんは十個の籠を引き上げると二百キロあるのに、今年は二十キロしかない、耳づりに適した大きさに育たない、高値でも量が少な過ぎると声が寄せられます。

日本共産党としても、この事態を深刻に捉え、陸奥湾沿岸自治体のうち、六市町村十人の党議員、党県議団、高橋ちづ子前衆議院議員による対策チームをつくり、調査や懇談を重ね、五月二十九日には県に、六月四日には政府に要望活動を行ってきました。その中で、次のことを話してきました。

直面する事態を災害と捉え、あらゆる手だてを尽くすこと、親貝不足や採苗不振など、ホタテ養殖の存続に関わる事態と捉えること、魚種変更などの模索はあるが、陸奥湾経済の構造を踏まえて、ホタテ養殖そのものを守り抜くことを中心課題とすること、事態の解決に向け、地理的な意味でも、様々な関係者という意味でも陸奥湾全体の力の総結集を図

ることなどです。

以上の基本姿勢に立ち、陸奥湾ホタテガイ養殖が持続可能な産業となるための取組について質問します。

まず、漁業者の不安に応える必要があります。高水温によるへい死被害を受けた漁業者の相談窓口を設置すべきと考えます。県の考えを伺います。

現場から最も強く寄せられるのが、原因を知りたいという声です。県水産総合研究所と共に、県内外の専門家を総結集して原因究明に取り組む特別の体制を組むことを求めます。

へい死の原因究明に向けた研究体制の強化について伺います。

加工業者からも声を伺ってきました。原料であるホタテが入手困難となり、工場を休ませて対応せざるを得なくなっています。地域経済に及ぼす影響は大きく、支援が求められています。

ホタテ加工業者等への資金繰り支援について、県ではどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、リングゴです。令和六年十二月からの豪雪で被害を受けたリングゴ生産者への支援について質問します。

浪岡のリングゴ園に何度も足を運びました。枝が折れ、幹が裂けている様子が胸が締めつけられます。後継者不足など経営の先行きへの不安の声も各地で寄せられました。

同時に学んだこともあります。首の皮一枚という言葉がありますが、木の皮一枚だけ残っているような木を前にしても、農家さんは、芽がついていて大丈夫だとおっしゃいました。雪に負けないリングゴの木の生命力と、そこに依拠して生業（なりわい）を紡ぐ農家の力強さに感銘を受けました。諦めていないし、豪雪に負けているわけではない、この姿勢を応援する行政の役割が極めて大きいと思います。

今日は一点お聞きします。

被害樹を改植するまでの未収益期間のリングゴ生産における県の支援

について伺います。

ここで、雪の被害の関連で、令和六年十二月からの豪雪による文化財の被害について質問します。

今年一月、大雪対策で政府に対して要請行動を行った際、弘前城二の丸未申櫓など、文化財の被害について文化庁の考え方を確認してきました。文化財は、有形、無形を問わず、先人の生きてきたあかしであり、現在、未来に生きる貴重な財産です。災害から文化財を守ることは大きな課題ですが、その一つとして、今冬の豪雪災害での対応が問われています。

そこで、県内の文化財の被害状況について伺います。

また、今後の県教育委員会の対応について伺います。

次に進みます。陸奥湾でもリングゴ園地でも自然には勝てない、あまりに自然環境が変わってきたという声が寄せられます。

世界では昨年の平均気温が史上最高を更新し、産業革命前水準一・五度を上回る事態となり、日本でも真夏日、猛暑日、熱帯夜の増加と冬の減少は観測事実となっています。沸騰化した地球がアラームを鳴らしている今、人類の生存に関わる超重要課題として、気候危機対策の推進について質問します。

この間、世界第二位の温室効果ガス（GHG）排出国のアメリカがパリ協定を離脱しました。気候危機打開を目指す国際社会の努力に背を向ける無責任な態度です。トランプ大統領の一連の振る舞いは国際的な孤立を深め、自らが自称してきた世界の盟主としての地位を投げ捨てており、識者からも、「米国の世紀が終えんした」（吉川洋氏）、「偉大な米国自ら御破算」（岩井克人氏）と指摘が相次いでいます。

この逆流を乗り越える力は、国内外の世論と運動にあります。アメリカでも自治体、企業、市民団体が連携した自治体レベルの気候変動対策が続いています。本県もこうした国際潮流の一翼に合流し、気候危機打開の努力を強めるときだと考えます。

そこで、最初に、県の基本的立場を確認しておきます。温室効果ガス排出削減に向けた県の取組方針について伺います。

本県のGHG排出削減目標は、県地球温暖化対策推進計画（温対計画）二〇二三年三月改定で引き上げられ、二〇三〇年度までに二〇一三年度比で五一・一％削減となっています。そこにどう挑むのか。同計画が示した四つの基本方針に即して問題提起を行います。順不同となります。まず、方針三、吸収源対策の推進です。

近年、吸収源対策の新たな選択肢としてブルーカーボンが注目されています。地球温暖化対策だけではなく、生物多様性、水環境保全の取組に同時にアプローチできる対策として、全国各地で積極的な取組が始まっています。

ところが、本県では、ブルーカーボンを正面に据えた事業がありません。昨年、県土整備部が取り組んでいたブルーカーボン創生事業は一年で終わってしまいました。私は、吸収源対策としてブルーカーボンを積極的に位置づけるべきだと考えます。

そこで、県の吸収源対策の考えを聞きます。

気候危機対策においては、温室効果ガスの吸収源対策が重要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

県レベルでブルーカーボン推進協議会を設置している福岡県で話を聞いてきました。藻場整備による水産資源回復を軸に、アマモをブルーカーボンクレジットとして資金化し、藻場造成の財源にする、除去したウニの養殖支援をブルーカーボン推進として位置づけるなど、藻場造成を出発点としてブルーカーボンが推進されていることを学びました。本県でもすぐにできることだと思えます。

そこで、陸奥湾における藻場整備の取組について質問します。

陸奥湾における水産資源回復に向けた藻場整備について、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、方針一、徹底した省エネルギー対策の推進です。

住宅の問題に絞り、住宅の断熱性能と気密性能に関する県独自の基準の普及について聞きます。

本県の温対計画の中でも建物の高断熱化と省エネ化は位置づけられています。ただし、二〇五〇年の姿としてうたわれているZEH化では、家全体を温めることは難しく、電気代はむしろ高額になるとも言われています。気候危機対策として住宅の省エネ化を考えるなら、国の基準を上回る県独自の基準が必要だということは、この間、繰り返し提起してきました。

この点で県が今年三月、あおもりリビングスタイルガイドラインをつくり、その中で、新築で言えば断熱等級六以上、気密性能C値〇・七以下のあおもりGX住宅の普及を目指すことと基準を示したことは極めて大事です。

では、次の一步に何が必要か。先進県から学びたいと思い、鳥取県に足を運びました。学んだことを私なりにまとめると、分かりやすさ、丁寧さ、体験を大事にとります。同県では、とっとり健康省エネ住宅をNE-STと名づけてシンボル化し、高断熱、高気密の家の効果を「うそみたいなほんとはなし」と広報するなど、分かりやすさを重視しています。

それが県民に対する丁寧な説明になっていくわけですが、丁寧さは施工する事業者に対しても感じました。新基準に対応してもらうために事業者の悩みを聞き取り、それを解消するため、県の担当者も一緒に省エネ計算や気密の施工を行っているということでした。

取組として面白いと思ったのが、国の基準とNE-ST基準の両方を体験できる体感ハウスです。子育て世代が親子連れで参加すると、子供は国に付度しませんから、国基準のほうではなく、NE-ST基準のハウスでごろごろし始めるそうです。高断熱・高気密化住宅のよさを子供が体験的に分かってくれているということでした。

分かりやすい、丁寧、体験を大事にという鳥取県の取組を本県でも生

かしてほしいという思いで二点質問します。

まず、県独自の基準を満たす省エネ住宅を設定した経緯について伺います。

次に、その普及に向けた県の取組について伺います。

なお、この分野では、公営住宅と学校施設の高断熱・高気密化の推進も必要だということを指摘しておきます。

県温対計画の四つの基本方針の残りの二つについては、意見、要望を述べます。

まず、方針二、再生可能エネルギー等の導入拡大についてです。

共生条例と税条例が成立し、再エネと地域、自然との共生の努力が始まりました。今後、ゾーニングの実効性確保や合意形成プロセスの運用などが問われてきますが、条例の趣旨が生きるようにお願いします。また、再エネ事業を外来開発型から地域主導型に転換していくための新たな仕組みが必要だということも述べておきます。

方針四、環境教育・県民運動の推進についても一言述べます。

もとより気候危機打開は、広範な主体の参加が不可欠です。時には人間の活動により気候変動が起きていること自体を否定する陰謀論のような議論も生じます。これらを乗り越えるためにも県民参加の取組が必要です。この点で、全国で取組が始まっている気候市民会議が本県でも行われるように要望します。

質問を続けます。気候危機打開との関連で最近注目したのが、一昨年八月、国連子どもの権利委員会が気候変動に焦点を当てた一般的意見を出したことです。ここでは、気候危機を子供の権利にとつての差し迫った全体的脅威とし、気候変動対策を子供の権利に関わる問題としました。この一般的意見は、日本の子供千五百人の意見を踏まえて作成されています。子供の意見を聞くことは、あらゆる場面で重要です。

私は、一昨年十一月の一般質問で、子供施策に子供の意見をどう反映するつもりなのかと質問し、知事からは、県民対話集会についての答弁

がありました。それは大事なことだとしても、では、県行政の仕組みとしてどうするのかと問いたいと思います。

子供の権利保障について、子供の意見表明に関する県の取組内容について伺います。

次に、子供が直面する大きな課題となっている不登校児童生徒の支援について質問します。

日本共産党は、五月二十三日、不登校についての提言を発表しました。二つ柱があり、第一は、不登校で悩んでいる子供や親への温かい支援、第二は、子供が通いたくなるような学校をつくることです。子供の休息の権利を明確にし、不登校対策を学習活動中心から転換し、子供の心の傷への理解と休息、回復の保障を基本に据えるよう求めています。

一方、昨年九月、県教育委員会が設置した不登校児童生徒支援に関する検討会議が提言書をまとめました。国の不登校対策の枠内にとどまる印象はありましたが、学校復帰のみを目的としないこと、みんなが安心して学べる学校にするための心配りの提起、教員の未配置の解消、大人の不登校に対する理解の変容など、全体として前向きなものとして読みました。これらを踏まえて、三つの角度で質問します。

一つは、この提言をどう生かすのか、その基本姿勢についてです。不登校児童生徒支援に関する検討会議の提言を受けて、県教育委員会では、不登校児童生徒の支援にどのように取り組んでいるのか伺います。

二つは、親、保護者への支援です。親は子供の不登校に戸惑い、育て方に問題があるのではと自己責任論に傷つくこともあります。そうした親への支援は、子供の休息と回復を支えるためにも極めて大事です。

そこで、不登校児童生徒の保護者が安心できる環境をつくるため、県教育委員会ではどのように取り組んでいるのか伺います。

全国では、子供の不登校により親が離職せざるを得ない不登校離職という現象が生まれています。その対策の一つとして、不登校が介護休暇の対象となっていることを周知徹底し、活用しやすくする必要があります。

す。知事部局での扱いについて聞きます。

県庁職員が不登校児童生徒を抱える場合、例えば介護休暇などを使用することは制度上可能なのか伺います。

三つ目は、学びの多様化学校の設置です。フリースクールや夜間中学など、学習支援の受皿が多様に広がる中、不登校の子供が在籍できる選択肢として役割を果たしているのが学びの多様化学校です。本県では、さきの提言で検討課題と書かれていたり、むつ市が設置の努力を始めていたりしますが、県教育委員会の方向性が見えてきません。

私は、学びの多様化学校についての理解を深めるため、これを併設している香川県三豊市の夜間中学校、三重県立の夜間中学校、福岡県の県立高校の経験を教育委員会や校長先生などから伺ってきました。共通していたのが、やってよかったという実感です。それぞれ苦労は語られましたが、学びの多様化学校ができたことで子供たちの新たな可能性が見えてきたと喜びが語られました。人の配置も手厚くしています。教育委員会の担当者の熱意が知事や教育長を動かしているということも共通していました。

そこで、不登校児童生徒の学びの場として、学びの多様化学校を設置すべきと考えます。県教育委員会の見解を伺います。

続けて、医療的ケア児やその家族に対する在宅生活支援について質問します。

まず、レスパイトについてです。

レスパイトとは、医療的ケア児を抱えた親、保護者が、子供のケアから離れて休息を取ることを意味します。心身の健康を保ち、ケアを継続できる力を養う大事な取組ですが、本県でこの仕組みが少ないことが医療的ケア児支援でぶつかっている課題の一つとなってきました。

レスパイトを広げるためには、子供を預けられる場所を増やすか、見てもらえる仕組みを広げなければなりません。まず、預けるのほうですが、今、県が医療機関などの受入れを増やすための事業——医療型短期

入所事業所開設促進事業に取り組んでいます。これは大事な取組ですが、医療機関の実情から考えると、さらに手厚い支援が必要だと考えます。特に人の配置です。

医療型短期入所における医療的ケア児の受入れ促進のためにはヘルパーなどの派遣が必要と考えますが、県の見解を伺います。

次に、見てもらうのほうです。医療的ケア児の家族からは、子供のケアがあるため、きょうだいの運動会にも行けないと声が寄せられます。医療的ケア児は、在宅では訪問看護を利用していますが、これをレスパイトでも可能にして、時間を増やすなどの仕組みが必要です。全国の自治体でも取組が始まりました。

そこで、医療的ケア児の在宅レスパイトを目的とした事業を広げていくため、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

災害対応についても聞きます。医療的ケア児にとって極めて重要なのが電源確保です。

災害時における医療的ケア児の電源確保に向けて、県はどのように取組を行っているのか伺います。

この点で興味深い事例を知りました。長野県の医ケア児家庭とE.Vボラつながりづくり事業です。これは、E.VやP.H.E.Vなど、給電可能な車を所有する県民にE.Vボランティアへの登録をお願いし、医療的ケア児の家庭とつながるものです。社会福祉協議会がマッチング支援を行うほか、日常的に医療的ケア児者の理解促進にも取り組み、災害時を見据えた地域のつながりづくりを行っているということでした。私は、この仕組みなら、医療的ケア児への支援にとどまらず、災害時対応として幅広く応用可能だと感じました。

そこで、災害時の電源確保について現状をお聞きます。

電気給電が可能な自動車や災害時活用するため、県としてどのような取組を行っているのか伺います。

医療的ケア児支援と関連してもう一点、本県の療育福祉センターの機

能について質問します。

支援活動を行っている関係者から療育福祉センターへの意見が寄せられました。レスパイトを広げる努力は大事だが、本来なら県が困難事例を率先して受け入れて中心的な役割を果たすべきではないか。もちろん、療育福祉センターの役割はレスパイトだけではありませんが、そこだけ取っても充実を求める思いがあるということです。

県は、この間、療育福祉センターを医療型ではなく、福祉型としてきました。この姿勢は、今後の在り方を検討するあり方検討会でも継承されています。

そこで、療育福祉センター運営あり方検討会において、現在、福祉型である療育福祉センターについて、医療型に再転換しないこととした理由について伺います。

療育福祉センターについてもう一点寄せられる声に、他事業所との連携を求める要望があります。遠い存在になっていくという趣旨の話です。療育福祉センターの今後の在り方は、まさに検討会で検討中ですが、直ちにできることとして、新たな部署をつくり、事業者や学校などと情報共有を図る、相談し、連携する仕組みを提案します。

療育福祉センターに地域連携室のような機能が必要と考えます。県の見解を伺います。

関連して一言述べます。今、全国的に医療的ケア児支援を医療的ケア児者に発展させることが課題になり始めてきました。ここには整理すべき点もあると思いますが、本県でも検討が必要であるということをおきます。

質問を続けます。地域医療に関わる問題です。

今年四月、日本共産党で地域医療を守るシンポジウムを開催しました。県病と市民病院の統合の動きがある一方で、診療報酬が絞られ続け、医療機関の経営悪化が広がっています。今、医療を守る共同を広げるときだという立場で開催されました。

ここで話題となった言葉が「直美」です。医学部を卒業した医師が、研修後、直接美容整形に行くことを省略して「直美」と言うそうです。もうかる自由診療には人が集まり、地域医療を担う部門にはお金も人も集まらなくなっていると語られました。

ほかに介護施設からの救急搬送が増えていること、かかりつけ医と病院との連携、地域包括ケアなどの課題も出されました。電子カルテがハッカーの攻撃を受け、その復旧に膨大な経費を要しているという報告もありました。深刻です。

今日は、このシンポの中で議論された課題、精神科医の確保について質問します。

精神科に通っている方から医師が足りないと苦境が寄せられ、医師からは、自殺やオーバードーズ（薬物の過剰摂取）の課題に対応できる医師体制の構築が急がれていることが語られました。現場からは、精神科が最後のとりでとなっており、内科的処置が増えているにもかかわらず、診療報酬が低く見積もられているという声が寄せられます。

そこで、精神疾患に係る医療提供体制について伺います。

もう一点、看護職員の確保について質問します。

マイナビ看護師が厚労省の調査をまとめた資料によると、昨年度卒業した本県の新卒看護師の五割以上が県外に流出しており、この割合は全国ワーストワンということです。

その下で何が起きているのか看護師の皆さんから話を聞いてきました。人が来ない、足りない、業務に比べて評価が低いと声が寄せられます。採用面接での応募者数が激減、就職説明会には県外からの参加が増え、給料何倍、デイズニーが近いと大きなのぼりを立ててPRしているそうです。看護補助者が減っていることもあり、慢性的に業務がきつくなっていると言います。そして、実習に来た学生がその様子を目撃し、敬遠されてしまう。まさに悪循環に陥っています。

印象に残ったのが、看護師が選ばれなくなっているという声でした。

コロナのときの病院の様子が知られれば知られるほど、あんな大変なこととはできないと離れていってしまったという気がするとのこと。看護師の魅力を伝える役割を果たしたいという思いとともに、それが伝わり切れていないもどかしさが語られました。

全国で最も高齢化が進む本県にとって、看護師確保は死活問題です。私は、昨年九月の一般質問で、看護師の確保、定着の取組について質問しましたが、今日はその後の状況について二点お聞きします。

第一に、看護師等修学資金貸与事業の拡充後における申請状況について。

第二に、新人看護職員の離職防止に向けた県の取組について、それぞれ伺います。

このままでは、ある日突然病院がなくなってしまうと多くの病院から悲鳴が上がリ、地域医療が崩壊寸前と言われている中、自民、公明、維新三党が病床十一万床削減で合意しました。医療崩壊を加速させる亡国の道にほかならず、撤回すべきであることを述べた上で、残り時間、さらに四つのテーマの質問をします。

青森―神戸間のビジネス連携の推進についてお聞きします。

この間、実家の神戸市に帰るたび、飛行機の搭乗者が増えたことを実感してきました。かつてに比べて距離感が縮まり、交流が進んでいることを感じています。県が神戸市との間でビジネス連携に取り組んでいることをうれしく思い、さらに連携が深まることを願い、二点質問します。まず、青森―神戸間のビジネス連携に係るこれまでの成果について伺います。

次に、神戸市とのビジネス連携の推進に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

続けて、青の煌めきあおもり障スポについてお聞きします。

国スポのリハーサル大会も始まり、いよいよ国スポ・障スポが近づいてきたという思いを強くしています。

そうした中、障スポをアスリートだけのものにせず、県内の障がいのある方々が広く関わり、共に大会を成功させるようにしてほしいという意見が寄せられました。観覧に限らず、資料の作成や配布、案内など、障がいのある方々が活躍できる場面は多くあると思います。障スポを一過性のイベントにせず、誰もが参加できる体制づくりを通じて、インクルーシブな社会の実現につなげることが求められています。

青の煌めきあおもり障スポ開催に当たり、障がいがある方が参画して一緒に大会を盛り上げていくことが重要と考えます。県の取組状況について伺います。

続けて、海外返還ガラス固化体の一時貯蔵について質問します。

四月二十六日、最初の高レベル放射性廃棄物を受け入れて三十年たちました。知事の言葉を借りれば、搬出期限に向けたカウントダウンが始まっているはずですが、一向にその切迫感が伝わってきません。

この点の打開を求め、五月十三日、核のゴミから未来を守る青森県民の会が主催し、国会で行われた国、事業者とのヒアリング集会に参加してきました。そこで認識を新たにすることが二つあります。

一つは、国の責任についてです。これまでも国は、自らの責任を事業者が安全協定の約束を守るように指導してきましたが、この日の集会では、三十年から五十年の貯蔵管理期間に対する責任が議論されました。その際、国は、冷却のための貯蔵方針として三十年から五十年を示したにすぎないという態度に終始し、貯蔵管理期間そのものに対する責任を認めませんでした。これには驚きました。私は、国が言い逃れの布石を打ち始めていると感じています。これを許さないため、国の責任の範囲を最終処分地にしないことだけにとどめず、貯蔵管理期間にも広げて明確にすべきです。

そこで、一時貯蔵管理期間に対する国の責任について、県の認識を伺います。

もう一つは、搬出先の問題です。国や事業者がガラス固化体の搬出に

ついて尋ねると、必ず最終処分地の選定状況に話が及びます。しかし、安全協定の文言は、それぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させるであり、最終処分地が決まっていなくても搬出期限は守られるべき性格のもので、ガラス固化体を動かすためには、少し考えただけでも、機材や船の手配、関連法令の整備、合意形成など、様々な準備が必要になることが想像できます。搬出期限が二十年を切った今、これらの準備に着手すべきです。搬出先も最終処分地以外の選択肢を持つべきです。

県の姿勢も問われます。安全協定を遵守するというのであれば、最終処分地の選定待ちにせず、国に対して直ちに搬出準備を迫るべきです。そこで質問します。

県は、搬出期限を遵守させるため、国に対し、最終処分地以外への搬出の選択肢の検討を求めるべきと考えますが、県の認識について伺います。

今回、改めて国や事業者の話聞き、ガラス固化体の扱いの難しさを再認識しました。今議論しているのは海外返還廃棄物千八百三十本の一部ですが、今後、仮に再処理工場が稼働すれば、同じ事態に直面する物体が年間千本も生成されるわけです。問題がより一層複雑かつ困難になることは明らかであり、この点からも核燃料サイクル政策から撤退すべきだということを述べておきます。

最後に、特定利用空港・港湾の指定について質問します。

知事は二日、青森空港と青森港の特定利用空港・港湾の指定を受け入れる考えを表明しました。国は、民生利用を主とする、空港や港湾の利用は従来とほとんど変わらないなどと説明していますが、それならなぜわざわざこんな仕掛けを必要とするのでしょうか。

最も危惧するのは、今回締結する円滑な利用に関する確認事項で、空港や港湾の管理者に対し、自衛隊、海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努めることを求めるケースから、存立危機事態や重要影響事態が除外されておらず、含まれていることです。

存立危機事態とは、集団的自衛権の行使であり、自衛隊法第七十六条の防衛出動が可能となる事態です。重要影響事態とは、米軍への後方支援活動が可能となる事態です。これらの活動を青森空港や青森港で行うなら、それは民生利用の枠を超え、あまりに危険です。今回の指定をきっぱり撤回、お断りすることを求め、一点お聞きします。

特定利用空港・港湾の指定を受け入れることとした理由について伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 吉侯議員にお答えいたします。

私からは、まず、温室効果ガス排出削減に向けた県の取組方針についてお答えいたします。

県では、青森県地球温暖化対策推進計画において、徹底した省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギー等の導入拡大、吸収源対策の推進、環境教育・県民運動の推進の四つの基本方針を示し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでおります。

このため、行政、県民、事業者、各種団体等、あらゆる主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携、協働していくことが重要であり、各主体が有機的に連携し、取組の効果が最大化されるよう取り組んでまいります。

続きまして、青の煌めきあおもり障スポ開催に当たり、障がいのある方が参画して一緒に大会を盛り上げていくための取組状況についてお答えいたします。

私は、あおもり障スポを契機に、全ての人が共に支え合い、安心して暮らすことができる社会を構築していくことが重要と考えております。障がいがある方々が様々な形で大会に関わることができるよう、取組を進めてまいります。

具体的には、令和六年度において、県内特別支援学校及び障害福祉サ

ービス事業所を対象に、記念品やのぼり旗の制作をはじめ、競技観戦、会場装飾物を活用したアップサイクル製品の製作などの参加活動項目を示して意向調査を実施し、学校二十一校、事業所六十一事業所から参加希望の回答をいただいたところであります。

今年度は、意向調査の結果を基に、参加希望の意向を示した全ての学校及び事業所が大会に関わることでできるよう活動内容を決定し、障がいがある方と共に各種活動を進め、大会を盛り上げてまいります。

続きまして、海外返還ガラス固化体の一時貯蔵に関する御質問二点についてお答えいたします。

高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理期間終了時点での搬出については、安全協定で規定されているほか、各電力会社からの確約や国の指導が示されております。

昨年十二月の核燃料サイクル協議会においても、林内閣官房長官及び武藤経済産業大臣からは、高レベル放射性廃棄物の貯蔵期間が間もなく残り二十年となることは認識しており、国として事業者を指導していく旨の発言があったところであります。

県としては、国には責任ある対応を取っていただきたいと考えております。

続きまして、特定利用空港・港湾の指定を受け入れることとした理由についてお答えいたします。

国による特定利用空港・港湾を指定する取組については、自衛隊等が空港や港湾の施設の状態にあらかじめ精通しておくことにより、災害時における迅速な対応が期待されることから、私は、県民の皆様のご安全を守る観点から協力する必要があると考え、今月二日付で国に対して指定を受け入れる旨の回答をしたところであります。

なお、この取組により、青森空港及び青森港におけるインフラ整備事業について、その促進が図られることが期待されております。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 新人看護職員の離職防止に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、本県で勤務する看護職員の確保、定着に向け、青森県看護師等サポートプログラムを策定し、関係機関と連携しながら取組を進めているところでございます。

青森県看護協会が実施した看護職の需要及び離職状況調査によると、県内の新人看護職員の離職理由は、自分の適性・能力への不安や精神的理由等が多い傾向にあります。

このため、県では、新人看護職員離職防止・定着促進事業において、各病院で新人教育を行う方や看護師長等を対象とした新人看護職員への指導方法等に関する研修を開催しているほか、新人看護職員の心の相談窓口を設置し、個別の相談に対する助言等を行っているところでございます。

○副議長（寺田達也） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 職員が不登校児童生徒を抱える場合、介護休暇などを使用することは制度上可能かについてお答えいたします。

介護休暇は、負傷、疾病等に起因して、二週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある家族が対象となるものであり、当該不登校児童生徒がこういった介護休暇の要件に該当する場合には、同休暇を利用できることとなっております。

○副議長（寺田達也） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 子供の意見表明に関する取組内容についてお答えいたします。

県では、子供施策の推進に当たっては、子供の最善の利益を第一に考え、子供が権利の主体であることの理解促進や、子供の意見の施策への反映等に取り組むことが重要であると考えております。

このため、今年度において、子供自身や周りの大人が子供の権利につ

いて理解を深めるため、子供の権利や本県の子供施策等を分かりやすく解説した冊子を作成し、市町村や学校、こどもの居場所等の関係機関へ配布することとしております。

また、子供の意見を聞く仕組みづくりとして、子供向けウェブサイトを構築し、本県の子供施策等を紹介するとともに、ウェブアンケートにより子供の意見聴取を行うこととしております。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 温室効果ガスの吸収源対策の取組についてお答えいたします。

先ほど知事からも答弁いたしましたとおり、様々な主体がそれぞれの役割を果たしていくことが必要と考えておりまして、県では、間伐や再造林等による適切な森林整備、森林資源の循環利用の促進、藻場などの環境再生を通じた二酸化炭素の吸収、固定などに取り組んでいるところでございます。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問七点について順次お答えいたします。

まず、医療型短期入所における医療的ケア児の受入れ促進のためのヘルパー等の派遣についてお答えいたします。

県では、医療的ケア児の在宅生活を支援するため、医療機関や介護老人保健施設を訪問し、医療型短期入所事業所の開設促進に取り組んでいるところ です。

訪問する中で、多くの医療機関等から、医療的ケアが必要な児童を受け入れる場合、見守り等を行う現場スタッフが不足していることが課題として挙げられています。

県としては、こうした課題を踏まえて、市町村や当事者の支援に関わる関係団体等と連携しながら、医療型短期入所サービスを提供する医療機関等がより円滑に医療的ケア児の受入れができるよう、検討を進めて

まいります。

次に、医療的ケア児の在宅レスパイトを目的とした事業を広げていくため、県はどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、医療的ケア児の家族の負担軽減や就労を支える観点から、医療的ケア児を一時的に預かる在宅レスパイトの支援体制の整備は重要であると考えております。

一方で、県内の市町村のうち、在宅レスパイト支援を行っているのは、国庫補助事業を活用している三沢市、むつ市の二市となっています。

このため、県では、他の市町村に対し、両市の取組や全国で実施されている好事例の周知を図るとともに、引き続き、県内の訪問看護事業所等の看護師を対象とした医療的ケア児支援に係る技術研修を実施してまいります。

次に、災害時における医療的ケア児の電源確保に向けて、県はどのような取組を行っているのかについてお答えいたします。

県では、災害時の備えとして、医療的ケア児が使用する人工呼吸器等の電源を確保するため、市町村に対し、研修会等を通じて、国庫補助事業である日常生活用具給付等事業の対象に、非常用の発電機や蓄電池を加えるよう検討を依頼するなど、電源確保に向けた働きかけを繰り返しているところです。

これにより、発電機等を補助対象としている市町村数は、令和五年十二月の時点で四市町でしたが、本年四月現在では十八市町村と、十四市町村増加しています。

次に、療育福祉センター運営あり方検討会において、現在、福祉型である療育福祉センターについて、医療型に再転換しないこととした理由についてお答えいたします。

あすなる療育福祉センター及びさわらび療育福祉センターは、本県における障がい児者医療の専門医等の医師不足を背景として、平成二十六年年度に両センターの重症心身障がい児者病床を国立病院機構青森病院

に集約し、診療所併設の福祉型施設に転換した経緯があります。

転換後十年を経過した現在においても、専門医等の医師不足は解消されていない状況にあり、県では、青森県療育福祉センター運営あり方検討会において、両センターと他医療機関との連携をさらに強化していくこととし、医療型への再度の転換は行わないことを基本方針としたところであります。

次に、療育福祉センターの地域連携室に関する県の見解についてお答えいたします。

医療機関等における地域連携室は、一般的に、利用者やその家族からの医療や福祉制度等に係る相談支援のほか、他医療機関や福祉サービス事業所との連絡調整の役割を担っています。

現在、両センターともに地域連携室を設置しておらず、これらの役割については、サービス提供単位ごとにそれぞれの所属職員が担っているところですが、今後、療育福祉センター運営あり方検討会において、同室の必要性について検討してまいります。

次に、精神疾患に係る医療提供体制についてお答えいたします。

県では、精神疾患に係る適切な医療提供体制等を確保するため、第八次青森県保健医療計画に基づき、多様な精神疾患への対応や精神科救急医療の提供などの体制整備に取り組んでいます。

精神科または心療内科を標榜し、統合失調症や認知症、依存症等の患者の診療を行っている県内の医療機関は、病院三十二か所、診療所三十五か所であり、このうち十九病院と連携し、二次保健医療圏ごとに輪番制により精神科救急医療を提供しています。

今後とも、県の精神疾患対策の審議を担う青森県精神保健福祉審議会での議論を踏まえるとともに、一般社団法人青森県精神科病院・診療所協会をはじめ、関係団体と連携しながら、精神疾患に係る医療提供体制の充実を図っていきます。

最後に、看護師等修学資金貸与事業の拡充後における申請状況につい

てお答えいたします。

県では、本県で勤務する看護職員の確保を図るため、看護師等修学資金貸与事業を実施しており、昨年度、新規貸与枠を二十五人から百四十六人へ拡充するとともに、貸与対象施設に大学と高等学校看護専攻科を加え、県内全ての看護学生を貸与の対象としたところであります。

その結果、昨年度は貸与申請が百四十一人と大幅に増加し、申請者全員に対して貸与を実施いたしました。

今年度は、五月末時点で百二人から貸与申請があり、今後、追加募集を実施することとしています。

○副議長（寺田達也） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 御質問三点にお答えします。

まず、ホタテ加工業者等への資金繰り支援についてお答えします。

県では、特別保証融資制度、経営安定化サポート資金の災害枠において、陸奥湾ホタテガイ高水温被害により事業活動に影響を受け、経営の安定に支障が生じている県内中小企業者に対する資金繰り支援を令和六年一月から実施しています。

主な融資条件は、融資限度額が最大一億円、融資期間が最長十年間、うち据置期間が最長二年間、融資利率が、融資期間に応じて年一・四％または年一・六％等となっています。

これまでの融資実績は、本年五月末現在で、件数が十三件、金額が約二・九億円と一定程度の資金需要があり、県としては、引き続き、金融機関等と連携して、高水温被害の影響を受けるホタテ関連事業者等を支援してまいります。

続いて、青森―神戸間のビジネス連携に関する御質問二点についてです。

初めに、これまでの成果についてお答えします。

県では、FDA青森―神戸線の就航をビジネス需要開拓の絶好の機会と捉え、神戸市の企業を本県に招聘し、県内食品関連企業との間で連携

の可能性を探るワークショップを開催したほか、加工食品を対象としたテストマーケティングを実施するなど、関西圏への販路拡大に向けて取り組んでいます。

また、ものづくり分野では、西日本最大級のものづくり産業総合展示会「国際フロンティア産業メッセ」に神戸市との共同ブースを出展し、昨年度は県内企業五者が参加したところです。

こうした取組の結果、令和四年度から令和六年度までのビジネスマッチングの件数は二百件となり、神戸市の酒と八戸市の魚との組合せをテーマとしたPRイベントの開催、神戸市の企業による金魚ねぶたや津軽びいどろなど、本県伝統工芸品をモチーフとしたファッション雑貨の開発、販売、青森、神戸双方を巡る旅行商品の造成など、幅広い業種、分野でビジネス連携が創出されています。

次に、神戸とのビジネス連携の推進に向けた今後の取組についてです。

県では、これまで、神戸市、こうべ産業・就労支援財団、神戸商工会議所などの関係機関と連携しながら、両地域のビジネス連携に取り組むとともに、成果の普及に努めてきました。

その結果、青森と神戸の商工会議所関係者がそれぞれ両地域を訪問して意見交換を行っているほか、神戸市が弘前市と連携して弘前ねぶたを活用した交流を進めているなど、県以外の機関における連携にもつながってきています。

県としては、こうした取組により構築されてきた連携体制をより強固なものとするともに、企業間のマッチングの一層の推進等により両地域間のビジネス連携がさらに加速していくよう、県内の幅広い関係機関と連携して取組を進めていきます。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問四点にお答えいたします。

まず、陸奥湾ホタテガイ養殖に関しまして、高水温被害を受けた漁業

者に対する相談窓口の設置についてです。

県では、各地域の水産事務所を中心に、漁業者に対する生産指導や経営相談を行っています。今回の高水温によるへい死被害を受けた漁業者に対しては、海水温の変化等に対応した生産技術の指導のほか、融資などの資金繰り対策や共済制度の補償内容の充実といった様々な対応が必要となります。

このため、被害を受けた漁業者の再生産に向けた取組に寄り添った対応ができるよう、現在、相談窓口の設置を検討しているところです。

次に、へい死の原因究明に向けた研究体制の強化についてです。

県では、令和五年十月に、漁業関係団体、県産業技術センターのほか、大学や国の海洋研究開発機構の専門家等で構成する陸奥湾ホタテガイ総合戦略チームを立ち上げ、令和六年十月には総合戦略を策定し、へい死の原因究明や高水温に対応した養殖技術の開発など、生産の高度化に向けた取組を進めています。

また、取組の中心的な役割を担う県産業技術センター水産総合研究所では、令和六年度から、これまで同研究所にあったはたて貝部をホタテガイ振興室とし、二名の増員を行い、海洋観測機能の強化や国との共同研究等も視野に入れた新たな研究に取り組んでいるところです。

続きまして、今般の豪雪被害に関しまして、リング被害樹を改植するまでの未収益期間における県の支援についてお答えいたします。

県では、本年五月八日に雪害復旧支援チームを設置し、生産者の再生産に向けた取組を後押ししているところであり、被害樹を改植するまでの未収益期間のリング生産については、被災園地における技術指導や補助事業の活用に向けた支援を行っているところです。

具体的には、被害樹の修復処置や病虫害の適期防除に加え、回復可能な被害樹については、接ぎ木により果実をならせる枝を確保することや、被害樹で生産を継続しながら改植を行う漸進更新を推奨するなど、生産面における技術的なサポートを実施しています。

また、国が公表した特別対策では、改植までの病害蔓延防止に向けた薬剤散布費用として、十アール当たり二万五千円が交付されるほか、改植から収穫までの未収益期間における幼木の管理費四年分相当として、十アール当たり二十二万円が一括交付されるメニューが用意されており、生産者が有効に活用できるよう事業の周知徹底を図ってまいります。

最後に、陸奥湾における藻場整備に関する県の取組についてお答えいたします。

陸奥湾における藻場整備については、これまでも国の補助事業を活用し、陸奥湾沿岸の十九か所において取り組んできたところですが、さらなる水産資源の回復を図るため、今年度から令和十四年度までの期間で、蓬田村からむつ市脇野沢までの沿岸十四か所において、海藻が付着しやすい面を多く持つコンクリートブロックの設置などを行うこととしています。

今年度は十四か所全てで測量、設計を実施するほか、むつ市浜奥内沿岸でコンクリートブロックの設置工事に着手することとしており、今後陸奥湾における水産資源の回復に向けて、計画的に藻場の整備を進めてまいります。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 御質問二点にお答えいたします。

まず、県独自の基準を満たす省エネ住宅を設定した経緯についてでございます。

積雪寒冷地である本県においては、ヒートショックが一因と考えられる住宅内での不慮の事故による死者数が近年増加傾向にあること、暖房用灯油に由来する温室効果ガス排出量が多いことが課題となっており、良質な住宅ストックの形成によって、県民の健康寿命の延伸と家庭部門の温室効果ガス排出抑制を図っていくことが重要です。

このため、県では、昨年度からZEH・青森型省エネ住宅・健やかに

フォーム普及推進事業を実施してきており、今年三月にはあおもりリビングスタイルガイドラインを策定しました。

この中では、近年の法改正やZEH等の新たな考え方を取り入れつつ、本県の厳しい冬季の気候に適応できるような高断熱、高気密の独自の省エネルギー住宅基準をクリアしたあおもりGX住宅を設定しております。

続きまして、その普及に向けた県の取組についてお答えいたします。県では、県民にあおもりGX住宅について広く知っていただけるよう、今年度から産学官の連携によるプラットフォーム「あおもりGX住宅ビルダーズ」を設置し、高断熱、高気密の住宅に関する技術を有し、県内で積極的に取り組んでいる地元企業等を、今後、県のホームページで公表する予定としております。

また、あおもりGX住宅の普及に当たっては、青森県の厳しい冬の気候を熟知した家づくり及びそれを担う設計者や施工者等の技術力向上等に持続的に取り組むことが重要であることから、関係団体との意見交換を行いながら、連携して住教育活動や技術講習会等を実施することとしており、県全体が一丸となって未来を見据えた住まいづくりに取り組んでまいります。

○副議長（寺田達也） 危機管理局长。

○危機管理局长（築田 潮） 災害時における自動車を活用した電源の確保についてお答えいたします。

県では、災害時の電源確保の一つの手段として活用するため、電気自動車及びプラグインハイブリッド車の貸与に係る災害時応援協定を民間事業者と締結しております。

当該協定に基づき貸与される電気自動車等については、災害時に停電により外部からの給電が必要となった県有施設や指定避難所等に対して、優先度等を勘案しながら配備することになります。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問五点にお答えいたします。

まず、令和六年十二月からの豪雪による文化財の被害状況についてです。

今冬の大雪により、県内では七市町、二十五件の文化財に被害が生じており、国指定の文化財では、弘前城二の丸末申櫓の屋根と壁の破損、高照神社廟所門の倒壊、県指定の文化財では、旧坪田家住宅の半壊などが確認されています。

次に、文化財の被害に係る今後の対応についてお答えします。

今冬の大雪により被災した文化財について、県教育委員会では、各市町村教育委員会と連携して被害の状況を把握するとともに、所有者が速やかに応急措置を取ることができるよう、その対応方策等について指導、助言をしてきました。

また、従前から国指定及び県指定の文化財の保存、活用を図るため、修理等を行う所有者に対して補助金を交付しており、今回被災した文化財の修理等にも有効に活用されるよう、市町村教育委員会を通じて所有者に周知してまいります。

次に、不登校児童生徒の支援に係る取組についてお答えします。

不登校児童生徒支援に関する検討会議の提言では、学校に行くことはできるが、教室に入ることができない児童生徒の支援として、校内教育支援センターを設置し、支援に当たることが重要であるとされていることから、県教育委員会では、不登校支援に賛同する民間団体の協力を得て、校内教育支援センターの環境整備を進めているほか、児童生徒の学習支援や相談活動を行う専任の支援員を配置する市町村の取組を支援しています。

また、学校に行くことはできないが、他のところには行くことができる児童生徒の支援として、学校外の居場所となる市町村の教育支援センターの設置を推進するため、市町村教育委員会を訪問し、直接的な働きかけを行っています。

さらに、相談体制をより一層充実させるため、外部専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣時間の拡充や派遣形態の見直しとともに、資質向上のための研修会を実施しています。

次に、不登校児童生徒の保護者が安心できる環境をつくるための取組についてお答えします。

県教育委員会では、不登校児童生徒の保護者が悩みを一人で抱え込むことがないよう、保護者が相談できる体制づくりに取り組んでいます。具体的には、県総合学校教育センター内にこころの教育相談センターを設置し、不登校児童生徒の保護者との面接相談により、不安や悩みの解消のための支援を行っているほか、二十四時間子供SOSダイヤル等の電話相談窓口を設置しています。

また、学校に派遣しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、児童生徒のみならず、保護者からの相談にも応じており、関係機関とも連携しながら、児童生徒及び保護者を取り巻く環境の改善に向けた助言や支援を行っています。

次に、不登校児童生徒の学びの場として、学びの多様化学校を設置することに對する見解についてお答えいたします。

県教育委員会では、児童生徒が不登校になった場合でも、学びたいと思った際に多様な学びにつながることができるような環境を整備することが大切であると考えています。そのため、現在実施している不登校児童生徒の支援を継続するとともに、県立高等学校については、ICTを活用した学習支援による単位認定等を進めています。

また、青森県立高等学校魅力づくり検討会議の検討結果報告書では、様々な事情を抱えた生徒や多様な学び方のニーズに対応するため、現状の配置を基本としつつ、学校配置も含めた検討する必要があるとされていることから、今後こうした意見を踏まえた検討をしてまいります。

○副議長（寺田達也） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 答弁ありがとうございます。質問本数を数えてみたら三十一本質問しております、私の年代で関西人で三十一と聞くと、掛布のことしか思い出さない。私も青森に来て三十年たつんですが、話し言葉のイントネーションはなかなか関西が抜けない。今日は、この議場に関西出身者が私を含めて四人いて、こういう機会もなかなかないと思い、小谷副知事を含め、皆さんに答弁していただきました。ユースシアプレートから北米プレートに移って青森のために仕事をしている者同士として、今後もしょろしくお願いしたいと思います。この話はこれだけです。

再質問します。ホタテのことです。

答弁いただいたことのうち、相談窓口の設置について検討するという趣旨がありましたので、一つ確認しておきたいと思います。漁業者の皆さんが困っている、そのための相談窓口の設置をぜひお願いしたいんですが、加工業者や関連商品を扱う業者、商店も本当に困ってしまっていて、加工業者については融資の仕組みがあるという答弁をいただきましたが、それが現場になかなか伝わっていないということもあるようです。相談窓口について、漁業者のこととはもちろんなんですが、加工業者や流通に関わる方々、そこで働く人々など、広く対象として設置すべきだと考えます。いかがでしょうか。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 今、議員から御指摘のあったとおり、漁業者、それに加工業者も含めて相談できる体制も含めて検討してまいりたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 部署の問題とかがあって、様々調整は必要なんだと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

今のホタテの事態は、陸奥湾ホタテ養殖の存続可能性が問われている事態となっていると思っております、午前中も知事が存続できる産業

にするという点での決意を語られた点は大事だと思っていました。

具体的に一点お聞きしておきたいのは、親貝の確保です。漁業者の皆さんからは、これだけへい死が続き、不安定な下では成貝になるまで待てず、半成貝で出荷せざるを得ないという声が聞こえます。気持ちがよく分かります。

一方、漁協の皆さんは、ホタテを地まきして、それは漁獲を考えない、複数年にわたって親貝としての役割を果たしてもらう、そのために基金を積み上げたいという話も聞いてきました。

県の陸奥湾ホタテガイ総合戦略では、ホタテガイ適正養殖可能数量（TASC）の制度をつくったということで一定の効果があつたことが書かれていますが、ここ最近の採苗不振がこの制度だけでは難しいということも示していると思います。

昨年、親貝確保の県の支援を行って、これは役割を果たしたと思っっているんですが、今後のことを考えても、お金を出すかどうかということはまた別にして、県として親貝確保のための仕組みを強化する必要があると考えます。

そこで、親貝確保のため、県がどのように取り組むのか伺います。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 親貝の生産が減少している状況にあつても安定した採苗に必要な親貝数を確保するため、県では、関係団体に対して県産業技術センター水産総合研究所が算出した漁協ごとの最低限必要な枚数を提示し、確実に親貝を確保するための協定締結を現在促しているところです。また、半成貝の出荷額の一部を協力金として出荷抑制した親貝生産者に拠出する基金の創設についても働きかけているところでございます。

加えて、県産業技術センター水産総合研究所と連携しまして、水深管理や付着物を低減する方法など、親貝になるまでのへい死リスク軽減に向けた養殖管理技術の開発も進めております。

○副議長（寺田達也） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） これはぜひ様々な努力をやっていただきたいと思っ
ているんですが、漁業者の皆さんに様々な努力をしてもらうことは
前提としてあるとしても、陸奥湾全体を考えたときに、やっぱり県の果
たす役割は大きいと思うんです。これは県じゃないと見られませんか
ら、ぜひそういう角度で親貝確保のためにも努力いただきたいと思いま
す。

一点要望しておきます。餌の問題です。

県水産総合研究所が、今の事態の要因として餌不足の可能性を指摘し
ました。一方、漁業者の皆さんからは、残渣の処理に困っているとい
う声が寄せられます。重たい籠を一生懸命引き上げても、ユウレイボヤと
か、コメガキが重たいだけで、肝心のホタテが少ないと。そのホタテを
洗う作業の大変さがいかほどかという声なんです。

これを解決できないかなと思って、残渣に一定の処理を施したものを
使ってプランクトンを増やすために活用できるんじゃないかと思ひ、そ
の可能性について水産総合研究所や水産庁からも意見を聞いてきまし
た。有用物として整理できればやりようがあるというようなことを少し
手応えとして感じています。この残渣を活用してプランクトンを増やし
ていく、残渣も餌も課題を解決すると。そのための餌不足の取組をぜひ
積極的に検討してほしいと思います。

次に、気候危機対策について聞きます。吸収源対策のことです。

答弁では、森林だけではなく、藻場にも言及がありました。ところが、
これは昨日、川村議員も質問されていますが、ブルーカーボンという形
で県の事業がないんです。これで吸収源対策として十分なのかというこ
とを県の温対計画（青森県地球温暖化対策推進計画）に書かれている数
値から見てみたいと思うんです。

県の温対計画は、全体として二〇一三年度比五一・一％減となっている
わけですが、これは、量で言うと八百九十六・五万トン削減するという

目標のうち、吸収源対策の目標は百二十七・五万トンなんです。つまり、
これだけ吸収量を確保する新たな吸収源対策が必要だということです。

他方、今、本県の森林がどれだけ吸収しているんだろうかと思ってい
ろいろ調べたら、古いものなんです。弘前大学の先生が都道府県別の
森林のGHG吸収量を推定しておりまして、それを見ると、二〇〇二年
から二〇〇七年の年平均なんです。百九十七・五万トン、これが本県
の森林のGHG吸収量なんです。そうすると、二〇一三年度が基準にな
るわけですが、この基準の数字はちよつと分らないんですが、仮にこ
れを百九十七・五万トンだとすると、吸収源対策の目標として掲げられ
ている百二十七・五万トンは、その六割にも上るわけです。

そもそも、県が温対計画で示している吸収源対策による削減量百二十
七・五万トンというのは、どういう根拠を持って算出したものでしょう
か。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 議員御指摘のとおり、青森県地球
温暖化対策推進計画のうち、二〇三〇年度までの排出削減目標を、その
うちの吸収源対策によりまして、百二十七万五千トンを見込んでござい
ます。

この算出方法でございますが、国の地球温暖化対策計画に基づく対
策、施策のうち、森林吸収源対策、農地土壌炭素吸収源対策、都市緑化
等の推進により見込まれる国全体の削減量を、森林面積、耕地面積、都
市公園面積、こういった指標において、本県が占める割合により案分し、
算出しているところでございます。

○副議長（寺田達也） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） そうすると、一つは国の算出を案分したもの
だということ、本県の事情からはじき出したものではないということ
が分かりました。さらに、その根拠は、元の数は森林吸収源ということ
で、グリーンカーボンの数字だということが分かりました。しかし、こ

の百二十七・五万トンというのはグリーンカーボンだけではやっぱりなかなか難しい数字なんです。知事、これはぜひ新たな吸収源対策としてブルーカーボンを位置づける必要があると思うんです。

具体的には、協議会を設置すること、あるいは知事がユーチューブ「A Tube」で広報を始めることなどからスタートできるんじゃないかと思いますが、知事の見解を伺います。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） ブルーカーボンの取組につきましては、現行の県の温暖化対策推進計画には記載がございません。ただ、近年のブルーカーボンの取組の拡大を踏まえまして、令和六年三月に策定いたしました青森県環境総合プランでは、吸収源対策の一つの施策の展開方向としてブルーカーボンを位置づけているところでございます。今後のことにつきましてですが、やはりこういった取組でございますが、複数の課題を解決していくような視点というものが大事でございます。持続可能な取組ができるように、関係部局や市町村と協議していきたいと思えます。

○副議長（寺田達也） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） これも昨日、川村議員がおっしゃっていたように、この課題は一部局ではやっぱりなかなか難しいと思うんです。県土整備部が既にブルーカーボン創生事業をやったと。マニュアルがありますから成果もある。一方で、藻場の整備については、農林水産部がやっていると。あるいは教育的視点も必要ですが、教育委員会なんかも関わる必要があるだろうと。その全体の司令塔がどこになるかというところ、環境エネルギー部があるだろうと。そうすると、やっぱり部局横断的に考えないと駄目だと思うんですね。これは、知事、ぜひ決意を聞かせてください。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 御指摘の件は十分に考えておりま

すが、まさにそのために青森県地球温暖化対策推進計画というものを策定しているつもりでございますので、こういった計画が庁内に浸透するように今後も取り組んでまいりたいと思います。

○副議長（寺田達也） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） 何の事業から始めるかということは問われていて、今、事業がないんですから、何の事業から始めるかということをして、ぜひ大所高所に立って検討いただいて、一歩進めてほしいと思います。残りの時間はガラス固化体のことを聞きますが、安全協定を守ること

について、知事は、国に対して責任ある対応を求めたいということに答弁されました。私が聞いたのは、国は、その安全協定を守る責任を、青森県を最終処分地にしないということは国の責任であるよというんですね。だけれども、三十年から五十年ということについては、国の責任は直接言わないんです。三十年から五十年というのはあくまでも冷却期間だと言って、あるいはそれを事業者が守るように指導するのが国の責任だと言っている。なぜそんなことを言うんだろうかと。つまり、三十年から五十年という貯蔵管理期間そのものも国が責任を果たすべきじゃないかと思えます。知事の見解を伺います。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 昨年十二月の核燃料サイクル協議会におきまして、高レベル放射性廃棄物の貯蔵期間が間もなく残り二十年となることを認識しており、国として事業者を指導していく、こういった内容につきまして、林内閣官房長官及び武藤経済産業大臣から発言がございました。県としては、こういったことを踏まえ、国には責任ある対応を取っていただきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） 残り二十年というのが分かっていますという話ですから、その二十年で事が進むんですかといった場合に、その二十年で搬出することに国は責任を言っていないわけですから、事業者にち

やんとやるように指導する責任は持っていますよと言いますけれども、そこに逃げ道をつくっているんじゃないかなというのが私の意見です。

もう一つ聞いたのは、残り二十年ですから、搬出準備を迫る必要があるんじゃないかということをお願いしたんです。最終処分地じゃない別の選択肢も迫るべきじゃないかということを書きました。この線上で見ると、知事の向こうに環境エネルギー部長がいらつしゃって、知事は前にいらつしゃるので、ぜひ最後、搬出準備を迫る必要があるんじゃないか。知事の見解を伺いたいと思います。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 繰り返になりますが、国に責任ある対応を取っていただきたいと考えているところでございます。

○副議長（寺田達也） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） 責任の申し分についてお聞きしています。国は、事業者を指導する責任は言っているけれども、三十年から五十年という貯蔵管理期間に対して直接的に言っていない。この認識は間違っていないですね。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 御指摘のとおりでございます。

○副議長（寺田達也） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） そこに国の逃げ道があると私は思います。それは絶対に逃げ道をつくつちや駄目だと。県としても国に対して貯蔵管理期間の責任を迫るように求めて、質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 五分間休憩いたします。

午後二時二十一分休憩

午後二時二十八分再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

十一番夏坂修議員の登壇を許可いたします。――夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 公明党の夏坂修でございます。令和七年六月第三百二十二回定例会に当たり、公明党の一員として、通告に従い質問をさせていただきます。

質問の一点目は、ボールパークの整備について伺います。

今月三日、プロ野球、巨人の選手、監督として偉大な足跡を残し、ミスタープロ野球と呼ばれた長嶋茂雄さんが逝去されました。プロ野球を国民的な人気スポーツに押し上げ、多くの人々を魅了し続けた長嶋さんの数々の功績に心から敬意を表するとともに、謹んで哀悼の意を表したいと思います。本県においても、選手・監督時代の長嶋さんに憧れ、野球を始めた人も多くいると聞いており、また、プレー経験はなくても野球観戦を楽しむ多くの県民もおり、本県においても、野球は根強い人気を誇るスポーツであります。

そうした県内外の野球ファンに親しまれてきた野球場の一つが青森市安田にある青森県営野球場であり、高校野球をはじめとした各種大会の開催や、かつてはプロ野球一軍の公式戦も行われるなど、開設してから五十八年の長きにわたり、白球の歴史を刻んできた同球場も、老朽化に伴う節目を迎えております。

そうした中、同球場に代わる新たな野球場として、現在ボールパークの整備に向けた検討が進められているところであり、具体的には、野球関係者や有識者で構成されたボールパーク整備検討会議の中で、ボールパーク整備に係る基本計画の策定に向けた議論が進められ、本年三月三十一日には検討会議の報告書が公表されたところであります。

報告書によりますと、ボールパーク整備に係る基本計画の策定に向けて、「野球場を核として賑わいや交流を創出するボールパーク」を掲げ、野球だけではなく、多様なスポーツや運動などを子供から大人までの幅広い年齢層で楽しめる機能のほか、季節に応じた楽しみ方や各種イベント、災害時の防災拠点としての活用など、多種多様な機能を想定してい

るようであります。

そこで伺いますが、にぎわいと交流を創出するボールパークとしてどのような機能を検討されているのかお伺いいたします。

ボールパークは、検討されている施設の規模や機能等を見れば、相当な整備費用になることが想定され、また、運用開始後の維持管理費用の捻出など、その財源確保が重要な課題であると考えます。

そこで、二点目として、ボールパークの整備及び運営に要する経費の財源については、どのように確保していくのかお伺いいたします。

次は、妊娠・出産に関する支援の充実について伺います。

「こどもへの投資が青森県の未来を拓く」、私は、県民に向けたこの宮下知事のメッセージに大いに共感する一人であり、昨年十月に策定されたこども・子育て「青森モデル」の実現、さらには、その「青森モデル」を包含した青森県こども計画を実効性あるものにすべく、私も公明党の子育て支援策のエッセンスを提案しながら、ぜひ後押ししていければと考えております。

そこで、今回は、青森県こども計画の各論の取組としても掲げている妊娠・出産支援の切り口として、二点について伺ってまいります。

一点目は、プレコンセプションケアの推進についてです。

昨今の若い世代の体重減や低栄養、また、出産年齢の高齢化などによってリスクの高い妊娠が増加している背景から、性別を問わず、早い段階から妊娠や出産などの正しい知識を身につけ、自分自身の健康に向き合う考え方、いわゆるプレコンセプションケアの普及が必要視されていきます。

こども家庭庁がまとめたプレコンセプションケアを普及するための計画によると、正しい知識の啓発を行うプレコンサポーターを今後五年後までに五万人以上養成し、自治体や企業、学校などでの出前講座や研修などを通して健康管理を促す取組を行うとしています。

公明党もプレコンセプションケアの推進を子育て応援トータルプラ

ンに掲げており、本県においても、こども・子育て「青森モデル」の中に、妊娠・出産に関する心理的・肉体的不安の解消の取組の一つとして、プレコンセプションケアの推進をうたっております。

そこで伺いますが、プレコンセプションケアの推進に向けた県の取組と今後の進め方についてお伺いいたします。

二点目は、公共施設の授乳室への搾乳マークの導入についてです。

赤ちゃんを産んだ産後の母親の中には、赤ちゃんが入院中であつたり、すぐに仕事復帰をしなければならないなどの事情で、外出先で母乳を絞る搾乳が必要な方がいらつしやいます。そういう方の中には、赤ちゃんと一緒にでないために、授乳室などの利用を周囲から不審がられ、ためらう場合も珍しくないことです。産後、授乳をしている母親の体内で母乳はつくられ続けますが、二、三時間ごとに搾乳をしないと分泌が悪くなったり、乳腺炎などになるおそれが高くなることから、安心して授乳できる環境づくりは、産後の母親の外出や職場復帰の後押しにも期待されています。

こうした授乳室の悩みに応えるように、全国の自治体の中には、施設の授乳室に、「搾乳できます」の文言を記したマークを掲示するなど、搾乳しやすい環境整備に取り組むところが増えており、ぜひ本県においても、安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えます。

そこで伺いますが、公共施設の授乳室に搾乳マークを表示することが必要と考えますが、県の見解をお伺いいたします。

次に、小一の壁対策について伺います。

子供の小学校入学を機に、共働き家庭が直面する仕事と子育ての両立に困難を感じる、いわゆる小一の壁が以前より問題視されています。これは、小学生を預かる学童保育などに希望しても入れないことや、保育園の預かり時間と小学校の登校時間及び学童の閉所時間の違いなどが主要因となっているようですが、当然ながら、地域によって温度差があり、首都圏などに比べれば、本県においては比較的問題が顕在化して

いないように見受けられます。

一方で、本県においても共働き家庭が増えている中では、親の出勤時間の関係で早い登校を余儀なくされている児童への対応や、放課後の児童の居場所の充実については、県においても、市町村と連携して柔軟に対応していく必要があると考えます。

そうした中、放課後児童対策については、市町村における公設や民間などの放課後児童クラブや放課後子供教室などへの運営面や人材育成などに県としてもサポートしているものと認識しております。

そこで、一点目に、県における放課後児童対策の取組について伺いたします。

小一の壁には、放課後の対策とともに、登校時の朝の居場所が課題となる朝の小一の壁が注目されるようになっていきます。これは、保育所などに預けていた時間よりも小学校の登校時間が遅いため、働く親が子供の朝の居場所に困っているというもので、政府は、令和五年の放課後児童対策パッケージで朝の子供の居場所づくりの推進を掲げ、また、先般、こども家庭庁が、全国の市町村に対して朝の居場所に関する実態調査を実施したところであり、本県においても、朝の小一の壁の実態が気になるところであります。

そこで、二点目として、小学校において、朝早く児童が登校した際の学校の対応について伺いたします。

次に、ダブルケアをはじめとした複合的な課題を抱える方々への支援について伺います。

女性の晩婚化に伴う出産年齢の高齢化や少子化による介護を分担する兄弟姉妹の減少などにより、子育てと親の介護を同時に行うダブルケアと呼ばれる問題を抱えている方々が増えているようです。

少し遡りますが、二〇一六年四月に内閣府が発表した実態調査によると、ダブルケアをする人が全国で少なくとも二十五万三千人、うち女性十六万八千人、男性八万五千人に上ることが分かり、また、二〇二四年

一月に毎日新聞が独自に行った調査では、ダブルケアに直面している人が二十九万人いることが発表されました。

実は、私もダブルケアの経験者で、母親が脳梗塞を患い、在宅で介護をしていたときに子供が生まれ、さすがに在宅で介護をしながらの育児は無理との判断から施設を探したところ、幸いにも早い段階でグループホームに入所させることができました。しかしながら、入所後の母親との面会や施設への諸々の手続等々を家内にも協力してもらいながら対応しましたが、小さい子供を育てながらの介護がいかに大変かを肌で感じさせられました。

私の周りにもダブルケアに直面し、苦労をされた方がおられたように、ケースの違いはあれど、同じ悩みを持つ方々が少なくありません。ダブルケアの問題点は、育児と介護は女性がやるものという価値観の下で女性が問題を抱えがちなこと、兄弟姉妹や親戚の助けを得られず、育児、介護という負担が一人に集中する傾向にあること、ダブルケアの経験者や相談機関が多くなき、悩みを共有できる人が少ないために孤立しがちになること、仕事との両立が困難になり、離職してしまい、世帯収入も減少し、家計にも影響を来すこと、仕事との両立を図るために、施設入所などの介護に費用がかかったり、育児への時間が削られ、子供への影響が懸念されることなどが挙げられます。

こうしたダブルケアなどの多様化、複雑化したニーズに対応するため、国は、重層的支援体制整備事業を新たに制度化したところでありますが、そこで、一点目に、人口減少や地域のつながりの希薄化により地域の課題が複合化する中、包括的な支援体制の構築が必要と考えますが、県の取組について伺いたします。

二点目に、重層的支援体制整備事業において、ダブルケアを担う方々に対し、どのような支援ができるのか伺いたします。

次に、ユニバーサルツーリズムの推進について伺います。

ユニバーサルツーリズムとは、高齢や障がいの有無、性別、国籍、能

力などの違いにかかわらず、全ての人が安心して楽しめるように設計された旅行のことを意味します。国内旅行やインバウンドの状況が大きく回復する中、移動が難しいなどの理由で旅行をためらう人が少なくないとの指摘があり、観光庁の調査によると、ほとんど旅行をしていないと答えた高齢者は四〇％、障がい者は四五％に上る中、旅への障壁をなくし、誰でも楽しめるようにしていく取組は必要不可欠であると考えます。

観光庁もユニバーサルツーリズムを推進するため、地方自治体やNPO等の幅広い関係者の協力の下、地域の受入れ環境の整備や体制の強化、旅行商品の造成、普及のための支援を行っており、具体的には、観光施設における心のバリアフリー認定制度を創設し、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化に必要な施設整備や設備導入等に要する経費の一部を補助する事業を行っています。食や自然、文化などの多様な観光資源を有する本県においても、年齢や障がいの有無にかかわらず、国内外の観光客が存分に楽しめるよう、ユニバーサルツーリズムの推進に力を入れていく必要があると考えます。

そこで伺いますが、一点目に、国の観光施設における心のバリアフリー認定制度の概要と、本県における認定状況についてお伺いいたします。

二点目に、ユニバーサルツーリズムの推進に向けた県の取組状況についてお伺いいたします。

次に、県有施設におけるLED照明の導入について伺います。

県では、二〇〇〇年九月に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球にやさしい青森県行動プランを策定し、現在は二〇五〇年までに脱炭素社会実現を目指すあおり脱炭素チャレンジ宣言を踏まえた第六期計画において、温室効果ガス排出量に関する削減目標の達成に向け、具体的取組を進めており、その一つが、二〇三〇年度までにLED照明の導入割合を二〇〇％にすることを目指す取組です。

こうした中、二〇一七年八月の水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行に伴い、水銀灯の製造が既に禁止となり、また水銀灯以外のHIDランプも本年一月までに国内の全てのメーカーが生産を終了しており、さらには、令和五年十一月の水銀に関する水俣条約締約国会議において、一般照明用の蛍光管が本年末から二〇二七年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されたところです。こうした諸々の背景からも、県が有する施設や建築物における照明のLED化を迅速かつ計画的に進めていくことが必要と考えます。

今般、県有施設の照明のLED化に向けた取組状況を所管部局ごとに確認させていただきました。県庁舎・合同庁舎関係では、建て替え予定の八戸合同庁舎以外の庁舎は、今年度中にLED化が完了予定とのこと、県営住宅関係では、県内の管理戸数五千四百戸余りのLED化に向けた本格的な対応はこれからで、今後、更新計画の策定を進めていくとのこと、警察施設関係では、警察本部の分庁舎、警察署、交番、駐在所及び職員公舎等の百三十余りの施設のLED化の工事計画を既に策定し、来年度から五か年で工事を進めていくとのこと、道路関係では、緊急輸送道路にある道路照明六千二百基のうち、四千四百基の約七割がLEDに交換済みとのこと、教育施設関係では、県立学校における照明器具は、これまでも改築や改修の際にLED化を進めてきており、今年度から五年程度かけ、体育館、武道場及び屋外の水銀灯を対象にLED化を進めていく予定で、教室のある校舎はその後になるとのことでありました。

このように、県有施設のLED化については、各所管の施設によって取組状況にばらつきがあり、もちろん所管によって対象施設の数や利用している人への配慮などにより、かけられるコストや期間の違いがありますが、可能な限り各所管の施設が足並みをそろえ、二〇三〇年までのLED化を目指して取り組んでいくべきと考えます。

そこで伺いますが、県有施設におけるLED照明の導入について、県

はどのように取組を進めているのかお伺いいたします。

次に、みちのく記念病院について伺います。

八戸市にあるみちのく記念病院で院内の殺人事件を隠蔽しようとしたとして、今年二月に元院長らが逮捕された事件は、県内外に大きな衝撃と波紋を呼びました。二〇二三年三月に発生した殺人事件から一年十か月が経過しての逮捕となり、その後、元院長らは犯人隠避罪で起訴され、今後裁判が行われることになっていますが、この事件をきっかけに、病院の不適切な医療体制が次々と報道されました。行政の臨時立入検査でも医療法違反が疑われる実態が明らかとなり、事実であれば、医療従事者としての倫理観を疑わざるを得ない事態に、医療関係者のみならず、多くの県民が落胆と怒りの思いに駆られたことと思います。

一方で、県南地域に住む方々の中には、これまでも同病院の医療体制の実態をうわさレベルでも見聞きした方も多く、今回の事件を起こるべくして起きたと冷静に受け止める方もおり、そうであるならば、なぜ行政がもっと早く実態を見抜き、改善を促すことができなかったのか、多くの方々が疑問を抱いているのではないかと考えます。

近年、八戸市内の総合病院で精神科病棟の休止が続いている中、同病院の地域で担う役割は大きく、今後の地域医療にとって必要な病床であるとの声もあることから、同病院の医療体制の抜本的な改善に向けた自助努力とともに、医療機関に対する指導監督や検査体制の見直しを図るなど、行政の対応の在り方は是正も必要と考えます。

そこで伺いますが、一点目に、みちのく記念病院への検査は、医療法に基づき、病院の運営状況などの検査を八戸市が定期的に行っているのが基本かと思いますが、これまでどのような検査が行われてきたのかお伺いいたします。

二点目に、県と八戸市は、これまでの立入検査の結果を踏まえ、三月七日に同病院に改善勧告を行ったようですが、その改善勧告の内容と病院側の対応状況についてお伺いいたします。

八戸市は、先月、事件後に発覚した病院の不適正な医療体制が従来の定期検査で把握できなかったことを受け、医療機関への臨時立入検査を必要に応じて無通告で実施する方針を明らかにしましたが、三点目に、今回の事案を踏まえ、県としても検査体制の見直しが必要と考えますが、県の見解をお伺いいたします。

次に、林野火災への対応について伺います。

岩手県大船渡市で二月二十六日に発生した林野火災は、一人が死亡し、二百二十六棟の建物に被害を及ぼし、約三千三百七十ヘクタールが延焼するという、平成以降では国内最大の規模となりました。発生から十二日目の三月九日に鎮圧が宣言されたものの、正式な鎮火が発表されたのが四月七日となり、いざ山林や林野で火災が発生した場合の延焼のスピード、また、消火活動の難しさを改めて痛感させられました。

消防庁の統計資料によると、二〇二三年の一年間における林野火災の発件数は、全国で千二百九十九件に上り、直近五年間の年平均を一日当たりで換算すると、全国で毎日約四件の林野火災が発生し、約二ヘクタールの森林が燃え、約六十万円の損害が生じていることになります。

林野火災は、一度発生すると、失われた森林の機能が回復するまでに何十年もの歳月と多大なコストを要するだけでなく、建物への延焼や人身への被害につながるおそれもあります。

大船渡市では、延焼した山林のうち、天然林は四〇％超で、木材生産などが目的の人工林が全体の半分近くを占め、経済的な損失が相当に大きく、焼け跡への造林を含む林地再生の計画を年度内に策定する方針にもかかわらず、被害総額は現在も確定できていないとのこと。林野火災の原因の多くは人為的なものであることから、注意喚起の強化が発件数の減少につながりますが、林野庁では、危険な時期と場所を特定して重点的に警戒活動ができる手法について考案中とのことであります。

林野火災の予防や消火活動をめぐっては、二〇二二年に国の指針が見

直され、指揮体制の明確化や、地上とヘリコプターそれぞれの消火活動の連携強化、迅速な応援体制などが明記されたところであります。

そこで伺いますが、一点目に、本県における過去五年間の林野火災の発生状況と予防の取組について伺います。

二点目に、林野火災が発生した場合の対応について伺います。

三点目に、本年二月に岩手県大船渡市で発生したような大規模な林野火災が本県でも発生した場合に、どのような対応をするのかお伺いいたします。

次に、本県におけるD―ESTの構築について伺います。

大規模災害時に被災地の医療現場へ派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)や、精神医療を支援するDPAT、福祉・心理的支援をするDWAATなどととも、被災地の教員の負担を軽減し、学校の早期再開などをサポートする学校支援チームが注目されており、他地域から教員やスクールカウンセラーなどが派遣される、いわばDMATの教育版と言える存在です。

昨年の能登半島地震では、兵庫県の震災・学校支援チームのEARTHが、発災から五日目に石川県や珠洲市の教育委員会の要請で珠洲市内の小・中学校や高校に派遣され、現地の学校のニーズに応えながら、授業再開に向け、瓦礫の処理や図書室に散乱した本の整理などを行い、再開後は登下校の見守りや教員のサポートを担ったとのこと。能登半島地震では、兵庫のほか、宮城、三重、岡山、熊本の各県の支援チームも各地の学校を支援しています。

こうした実績を踏まえ、文部科学省は、昨年十二月、大規模な災害が発生した際、学校の早期再開などを支援する教職員を被災地に派遣する仕組みとして、D―ESTについての基本方針を取りまとめました。このD―ESTの取組の柱は、文科省職員の派遣、被災地以外からの学校支援チームの派遣、被災地外からの教職員やスクールカウンセラーの派遣の三つであり、発災時に一体的な枠組みとしての役割を果たすため、

平時からの取組も強化することとしています。災害はいつ起こるか分からず、だからこそ、被災地の子供たちの学びを保障するための広域的な取組を強化していくためにも、本県においても支援チームの枠組みをつくるべきと考えます。

そこで伺いますが、D―ESTの意義とその構築に向けた県教育委員会の考え方についてお伺いいたします。

最後に、GIGAスクール構想第二期における取組について伺います。

GIGAスクール構想第一期では、小・中学校の児童生徒一人一人に対し、タブレット端末が配布されるとともに、校内のインターネット接続環境も整備されました。これにより、デジタル教材の活用やオンライン学習が可能となり、双方向的な学びの実現や教育の質の向上が図られました。

GIGAスクール構想第二期では、第一期で導入した端末の更新に加え、第一期で発覚した問題点の対応や高速大容量の通信ネットワークをさらに発展させるフェーズになります。

第二期の主な取組としては、校務のデジタル化のさらなる進化、デジタル教科書の本格導入、メタバースや生成AIなどの先端技術の活用などが挙げられますが、最優先で取り組まなければならないのが学習端末の更新です。

第一期で一人一台端末の利活用が進む中で、端末の故障や四、五年とされているバッテリーの耐用年数が問題となり、端末の計画的な更新が必要となっています。第二期における端末の更新費用については、県に設けられた基金から支出されることになり、また、調達方式については、自治体ごとに端末を調達していた第一期とは異なり、県全体での共同調達に変更され、二〇二八年度までに端末を更新するよう文科省は求めています。

そこで伺いますが、一点目に、本県の公立義務教育諸学校における一

人一台端末の調達方法についてお伺いいたします。

二点目に、本県の公立義務教育諸学校における一人一台端末の整備状況についてお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 夏坂議員にお答えいたします。

私からは、まず、にぎわいと交流を創出するボールパークとしてのどのような機能を検討しているのかについてお答えいたします。

本年三月に取りまとめられたボールパーク整備検討会議報告書では、「季節に応じて日常的に集い楽しめるボールパーク」というコンセプトの下、県民が思い思いに楽しめる、野球を楽しめる、多様なスポーツを楽しめる、普段づかいを楽しめる、青森らしさを楽しめるの五つの視点を示しております。

これらの視点に基づき、ボールパークとして望ましい役割、機能などが整理されており、具体的には、プロ野球公式戦にも対応できるグラウンド、人工芝の運動場や多目的な芝生広場など、多様なスポーツを楽しめるスペース、雪を使った冬季のイベント、アクティビティーで活用できる施設、様々な世代がいつでも集えるスペースなどが挙げられております。

私としては、報告書の内容を踏まえ、年間を通じて多くの県民の皆様が楽しみ、にぎわいと交流を創出するボールパークとなるよう、機能の詳細について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、県における放課後児童対策の取組についてお答えいたします。

県では、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、放課後児童対策として、市町村等が設置する放課後児童クラブの運営費及び施設整備費に対し補助を行っているほか、放課後児童支援員の人材育成や資質向上を図るための研修等を実施しており、令和六年五月一日現在における待機児童はゼロとなっております。

おります。

県としては、市町村等と連携しながら、引き続き、これらの放課後待機児童対策に取り組んでまいります。

続きまして、県有施設におけるLED照明の導入について、どのように取組を進めているのかについてお答えいたします。

令和五年三月に改定した第六期地球にやさしい青森県行動プランでは、温室効果ガス削減対策の一つとして、庁舎等の新築・改築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても計画的にLED照明へ切り替え、二〇三〇年度までに導入割合を一〇〇％とすることを初めて示しました。

LED照明の導入は、温室効果ガス削減対策としてだけでなく、中長期的に考えた費用面でのメリットがあることに加えて、蛍光灯の製造が終了となることから、行動プランに掲げる目標の早期達成に向けて、引き続き計画的に取り組んでまいります。

続きまして、本県における過去五年間の林野火災の発生状況と予防の取組についてお答えいたします。

去る二月に岩手県大船渡市で発生した林野火災によってお亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

林野火災は、本県においても毎年二十件前後発生し、過去には数十ヘクタール規模の火災も発生しており、大船渡市の事例は決して人ごとではないと考えております。林野火災の発生防止に向けては、国、消防、警察、林業関係団体などで構成する青森県山火事防止対策協議会を設置し、関係機関と連携して巡視活動や広報活動などの各種対策に取り組んでおります。

これに加え、今年に入ってから全国で大規模な林野火災が多発している状況等を踏まえ、四月二十五日の定例記者会見において、私から県民の皆様に対し、火の取扱いは十分注意するよう、具体例も交えながら

メッセージをお伝えしたところであります。

林野火災の原因は人為的なものがほとんどであることから、今後も様々な機会を捉えて林野火災の要望について呼びかけを行い、発生の抑止を図ってまいります。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也）　　こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一）　妊娠、出産に関する支援の充実に関する御質問二点についてお答えいたします。

まず、プレコンセプションケアの推進に向けた県の取組と今後の進め方についてです。

プレコンセプションケアを推進する県の取組としましては、各保健所に性と健康の相談センターを設置して、性別、年齢を問わず相談を受ける性と健康の相談支援事業を実施しております。

また、令和五年度から、県内の小・中学生を対象に、性や妊娠、出産に関する知識や命の大切さ、誕生のすばらしさなどを伝える助産師によるいのちのお話出前講座を開催しており、令和六年度は小学校七十八校、中学校五校で開催しております。

なお、国では、令和七年五月にプレコンセプションケア推進五か年計画を策定しており、本県でも国の動向等を踏まえながら、プレコンセプションケアの推進に向けた取組を進めていきます。

次に、公共施設の授乳室に搾乳マークを表示することが必要と考えるが、県の見解についてです。

搾乳マークにつきましては、神奈川県が二千五百グラム未満で生まれた低出生体重児の親からの、周囲の視線などにより授乳室を搾乳目的で利用しづらいといった声を受けて、令和六年十月に、搾乳目的でも授乳室の利用が可能であることを示すシンボルマークを作成し、他の自治体にも広がりを見せていると承知しております。

本県におきまして、搾乳マークについて、県有施設に設置している

授乳室に表示することや、市町村、企業に対しても表示について働きかけていきたいと考えております。

○副議長（寺田達也）　　交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義）　ボールパークの整備及び運営に要する経費の財源についてお答えいたします。

近年、県が整備した水泳場及び陸上競技場の例では、社会資本整備総合交付金などの国の交付金のほか、県債やPFI導入による民間資金など、様々な財源を活用して整備しているところであり、ボールパークの整備においても、具体的な機能の検討と併せて活用可能な財源の調査、検討を進めることとしています。

また、今年度は民間活力導入可能性調査を行い、民間事業者の参入による事業の効率化、コストの削減など、持続可能な運営について検討することとしております。

整備及び運営に要する経費の財源については、これらの検討を踏まえ、年度内に策定する基本計画と併せて整理することとしており、財源確保に最大限努めていきたいと考えております。

○副議長（寺田達也）　　健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信）　御質問五点についてお答えいたします。

まず、包括的な支援体制の構築に係る県の取組についてお答えいたします。

県では、単独の支援制度では対応が困難な方々を対象として、市町村が中心となって包括的に相談支援を行う重層的支援体制整備事業の取組を支援しており、現在、六市町村が本事業を実施しているところです。

さらに、本事業に取り組む市町村の増加に向けて、市町村職員向け研修会において先行事例を情報提供し、包括的な支援体制の整備について理解の促進を図っているほか、関係機関が分野を超えて連携する体制づくりや、住民の課題分析の手法等について専門家の助言を得られる機会

の提供など、個別支援を行っています。

次に、重層的支援体制整備事業において、ダブルケアを担う方々に対し、どのような支援ができるかについてお答えいたします。

重層的支援体制整備事業は、市町村が属性や世代を問わず、相談を受け止める包括的相談支援事業や、支援機関同士が連携しやすくなるようサポートする多機関協働事業などを一体的に実施するものです。

育児と介護を同時に担うダブルケアの当事者の方から市町村に相談があった場合は、包括的相談支援事業により相談を受け止め、その方が抱える課題の整理を行い、多機関協働事業により関係機関で支援内容を検討し、必要に応じて実際の支援を担う機関につなぐことで、相談者を地域全体で支えることとなります。

人口減少や少子高齢化により社会構造が大きく変化する中、県民の多様化するニーズに対応するため、県では、今後とも、市町村による重層的支援体制整備事業を推進していきます。

次に、みちのく記念病院に対して、これまでどのような検査が行われてきたのかについてお答えいたします。

医療法に基づく立入検査については、保健所設置市である八戸市が行うこととなっており、これまで八戸市が年に一回、病院の医療提供体制等を確認する定例の立入検査を行っています。

元院長らの逮捕後に行った臨時の立入検査については、八戸市の依頼を受け、県からも職員を派遣して実施しています。

次に、みちのく記念病院に対する改善勧告の内容及、病院側の対応状況についてお答えいたします。

八戸市に協力して実施した臨時の立入検査において、一部の医師の勤務実態が判然としない、一部の病室において定員を超えて患者を入院させている、構造設備の一部について医療法に規定する許可を受けることなく変更、使用しているという不適正な事実が確認されたため、八戸市と県がそれぞれの所掌事務に関して、令和七年三月七日付で改善勧告を

行いました。

みちのく記念病院からは、令和七年三月十七日付で八戸市及び県に対して、それぞれ改善報告書が提出されたところです。

最後に、今回の事案を踏まえ、検査体制の見直しが必要と考えるが、県の見解についてお答えいたします。

今回の臨時立入検査で明らかになった不適正な事実関係がこれまでの立入検査で判明してこなかったという経緯があるため、今後の指導監督の在り方も含めて、検査体制等の検証、検討を行うこととしています。

○副議長（寺田達也） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 国の観光施設における心のバリアフリー認定制度の概要と、本県における認定状況についてお答えいたします。

国は、高齢者等の旅行需要を喚起し、誰もが気兼ねなく参加できる旅行、いわゆるユニバーサルツーリズムの普及、定着を目指して、バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む宿泊施設や飲食店、観光案内所、博物館を認定する観光施設における心のバリアフリー認定制度を設けています。

本制度では、高齢者や障がい等のある方が安全かつ快適に利用できる工夫をすること、バリアフリーに関する情報を積極的に発信することの三つの基準で認定を行っており、認定を受けた施設は、認定マークを広報等に使用することができます。

本県では、本年五月末までに十七の宿泊施設が認定を受けています。次に、ユニバーサルツーリズムの推進に向けた県の取組状況についてお答えいたします。

県では、ユニバーサルツーリズムの推進に向けて、観光事業者等が高齢者や障がい者等を受け入れるための理解を深めるとともに、施設のバリアフリー化等のハード面や、障がい者等へのサポートなどソフト面の

両面で環境を整備することが重要と考えています。

このため、青森県観光戦略では、多様な来訪者が快適に滞在できる環境づくりを取組の柱の一つに掲げ、高齢者や障がい者も旅行を最大限に楽しめるバリアフリー化を目指すことや国の制度について、県内DMOや市町村、観光事業者等に対する周知を行っており、引き続き様々な機会を捉えて、先進事例等の共有も図りながら、ユニバーサルツーリズムを推進してまいります。

○副議長（寺田達也） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 林野火災に係る御質問三点にお答えいたします。

初めに、過去五年間の発生状況につきまして、本県においては、令和二年に二十九件、令和三年に十七件、令和四年に二十五件、令和五年に九件、令和六年に二十一件の林野火災が発生しており、主な原因は、たき火やごみ焼き、枯れ草焼きなど、人為的な火の不始末とされており、発生時期は、空気や樹木が乾燥している四月と五月に集中しています。

次に、林野火災が発生した場合の対応につきまして、林野火災が発生した場合、まずは発生場所を管轄する消防本部や消防団が連携し、地上から消火活動を行います。また、火の勢いや地形等により消火が困難な場合には、県防災ヘリコプター「しらかみ」による空中消火を行うほか、必要に応じ、県内の他の消防機関の応援を受けて対応することとしております。

次に、大規模林野火災への対応につきまして、本年二月に岩手県大船渡市で発生した林野火災のように、県内の消防機関のみによる対応が困難な大規模火災が発生した場合は、その態様に応じ、北海道・東北ブロックや全国からの緊急消防援助隊等の派遣を要請することとなります。

また、消防・防災ヘリコプターだけでは消火が困難な場合等にあつては、緊急性等を勘案の上、自衛隊による空中消火などについて、部隊等の派遣を要請することとなります。

なお、大船渡市の林野火災に際しては、本県からも緊急消防援助隊として、県内各消防本部等から延べ二百十四隊、七百五十四名を派遣したところであり、今後とも、応援並びに受援の双方について、対応能力の向上を図っていきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問四点にお答えします。

まず、朝早く児童が登校した際の小学校の対応についてです。

多くの小学校では、朝、玄関を解錠する時間を各家庭に周知しておりますが、解錠する前に登校した児童については、玄関前やグラウンドなどの校地内で過ごせるようにし、雨天や降雪などの悪天候の場合は通常より早く玄関を解錠するなど、各校の実情に応じて対応していると伺っています。

次に、D―ESTの意義とその構築に向けた考え方についてお答えします。

文部科学省では、今後の大規模災害に備え、被災地での速やかな学びの確保を図るため、被災地外から教職員等を派遣する枠組みであるD―ESTの構築を目指しております。具体的には、文部科学省から被災地への職員派遣、被災地外から被災地への学校支援チームの派遣、文部科学省の調整による被災地外から被災地への応援教職員及びスクールカウンセラーの派遣の三つの取組を柱とし、その実質化を図るものです。

県教育委員会では、昨年一月に発生した能登半島地震において教職員を派遣するなど、これまでも被災地への支援に取り組んできました。今後も、本県のみならず、日本全国で災害発生の可能性があることを踏まえ、国や各都道府県と連携した平時からの災害対策の構築は重要であることから、D―ESTの趣旨に沿った対応に向け、検討してまいります。次に、公立義務教育諸学校における一人一台端末の調達方法についてお答えします。

本県の公立義務教育諸学校における一人一台端末については、県教育

委員会と県内全ての市町村教育委員会とで組織する青森県GIGAスクール推進協議会において共同調達を行っています。

青森県GIGAスクール推進協議会では、共同調達を行うことによるスケールメリットを生かした経費削減や、各市町村が仕様書等を個別に作成することに伴う負担が軽減されるよう、協議、調整を行った上で、端末に係る共通仕様書を作成し、入札等の方法により、契約事業者及び端末の単価を決定しています。

市町村教育委員会では、青森県GIGAスクール推進協議会が決定した契約事業者とそれぞれ契約を締結し、端末の調達を行うこととなります。

次に、一人一台端末の整備状況についてお答えします。

本県では、令和元年度から令和五年度にかけて、全ての公立義務教育諸学校に一人一台端末を約八万九千台整備しました。

GIGAスクール構想第二期では、これらの端末を各市町村の計画に基づき、更新、整備することとしており、令和六年度からの五年間で約八万五千台の整備が計画されています。

令和六年度では、二市一村で二千三百十台が整備され、令和七年度は、県及び二十五市町村で約二万八千台の整備が予定されています。

○副議長（寺田達也） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 御答弁いただき、大変ありがとうございます。

それではまず、ボールパークについて再質問させていただきます。

機能面の検討内容について、これまでの検討会議での議論、また、報告書の内容を踏まえた答弁をいただいたかと思えます。

中でも、プロ野球の公式戦に対応できる形での整備ということであり、これは、多くの野球ファン、また、県民の多くが望んでいることと思いますが、県内には既に公式戦が行われている弘前市のはるか夢球場がございまして、ボールパークもできるとなると、県内にプロ野球の公式戦対応の球場が二つできることとなります。はるか夢球場では、こ

数年、毎年楽天の公式戦が行われますけれども、基本は毎年一試合のみということで、このボールパークができることによって、一試合の競合、極端な言い方をすれば取り合いのようになってしまふ懸念があるのではないかなと思いますが、そこで、プロ野球の公式戦の開催については、弘前市のはるか夢球場とのすみ分けについてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○副議長（寺田達也） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） プロ野球公式戦も開催できる球場が増えることになりましたが、これにより、より多くの県民がプロ野球などの競技レベルが高い試合に接する機会が増えることも期待されます。県としては、相乗効果が発揮できるように弘前市と連携を図っていくことが重要だろうと考えております。

○副議長（寺田達也） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 現状、地方の野球場を見ても、できれば公式戦、一軍の試合を誘致したいという思いはあるかと思いますが、東北のほかの県の球場を見ても、当然楽天が東北の本拠地ということもありまして、必ず一試合ずつ各県で試合をしていただいている状況でございます。

福島県には、福島市、郡山市、いわき市、それぞれに同様の公式戦ができる球場が三つあるんですけれども、三つある福島県でも、ここ数年を見ると、楽天の試合が一試合ずつなんです。ただ、聞いたのは、七月九日に巨人戦が九年ぶりに福島市のあづま球場で行われるということとでございます。東北の人にとってみれば、巨人ファンが多い中でもなかなか毎年巨人が来てくれないという状況もある中で、二つ青森県にできることは、確かに答弁でおっしゃったような相乗効果が期待できますけれども、弘前市、青森市それぞれの球場で毎年最低一試合でもやってくれるように当然お願いしていくべきかと思えます。

昨年、岩手のきたぎんボールパークを文教公安委員会で視察させてい

ただきまして、きたぎんボールパークは、おとし、令和五年にオープンして、そのときに巨人が試合で来てくれた。これはこけら落としの意味合いがあつて来てくれたそうなんです。やはりその年だけになつていくところもありまして、プロ野球の試合を新しい球場でも誘致するのになかなか苦労しているとお話を聞いております。ぜひとも、そういう意味では、ハードルが高いかと思ひますけれども、二つ公式戦ができる球場があるということプラス材料に捉えていただいて、ある意味、連携して誘致をしていただけるような取組をお願いできればと思つております。

それから、昨日の阿部議員への答弁で、このボールパークの対象地は青森市安田の総合運動公園ということで、併せて県営スケート場も整備という答弁がございました。それを受けて、私も今日、県庁に来る前に安田の総合運動公園を見てきまして、私個人的にも総合運動公園はいろいろ思い出がある場所でもありますし、改めて立つて、ここにボールパークができる、また、県営スケート場も併せてできるとなると、非常に盛り上がるのかなという思いもありましたし、今あいう状況になつていて、安田の総合運動公園が本来によりがえるというような思いも感じたところであります。

ただ、本当に夢のある、多くの方が喜ぶ施設ができる一方で、これは相当お金がかかるなという思いも当然にしたわけでありまして、そういう意味では、先ほど財源というところのお話もございましたので、しっかりと有効な国の交付金なり、また、民間の活用もするというところでございましたけれども、有利な財源を含めながら、また、維持管理費もできるだけ縮減できるような手法、方法というのもしっかり考えていただく必要があろうかと思ひます。とともに、やはり統合新病院の整備もこれから控えております。

そしてまた、ボールパークはスケート場と併設ということになりますと、それ相応の規模、予算になると思ひます。また、青森市のサンドー

ムの移転整備も県として支援していくというようなお話もございました。集中的に相当な財政出動が必要になつてくる。そういう意味では、いかに財政規律、財政の維持を考えながらの計画も必要になつてくると思ひますので、そういった県民の不安、また懸念というものをしっかりと払拭していただくように、知事もリーダーシップを発揮していただければと思つております。

次に、県有施設のLED照明の導入についての再質問でございます。壇上で言及しましたように、県有施設のLED化の進捗につきまして、各部署の施設でばらつきがあるような状況かと思ひます。それは、LEDの工事の計画を立てて、予算、設計、工事というのを各部署ごとに行つていくのが現状であります。照明をLEDに交換することで、電気代、ランニングコストが大きく削減できるのは当然であります。さらに、交換工事の全体の費用、インシャルコストの削減につながる手法として、リース発注方式というものがございます。

通常の工事発注ですと、設計予算を確保し、その上で設計、工事予算確保、そして工事発注、これを数年かけて繰り返していく。そういう部分では膨大な事業費と時間を費やしていくかと思ひます。一方で、リース方式ですと、調査、設計を含んだ事業費を安価に抑えることができ、歳出、支払いも平準化できるといったメリットがございます。

費用面での大きなメリットがあるリース方式の導入をぜひ県としても検討すべきでないかと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） リースによる導入のことについてでございますが、LED照明の導入につきましては、各施設の状況を踏まえまして、どのような手法が最適か総合的に比較検討する必要があると考えております。

このため、先行事例などの情報収集を行うなど、各施設を所管する部局や財政部局とも共有しながら、最適な方法により導入を進めてまいり

たいと考えております。

○副議長（寺田達也） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 今、現状のLED化は、部局ごとに計画し、工事発注を今行っている。スケールメリットを考えれば、部局を越えて、まとめて一括で発注といいますか、リースの契約ができれば、さらなるコスト削減につながるのかなと思います。ただ、いろいろ各部局の対応を聞いていますと、なかなかそういう部局を越えて一括でリースというのはハードルが非常に高いのかなとは思っておりますが、やはり他県でのそういう事例がございますので、ぜひともいろいろ情報収集していただいて、可能な限りリースの採用、そして、少しでも費用負担、コストが下げられるような方法を検討していただければと思います。

それでは最後に、要望させていただきます。

先ほど答弁でございました公共施設の授乳室への搾乳マークの導入については、答弁としては非常に前向きに、難しいことではないと思いますので、まず県有施設から取組を始めていただいて、ぜひとも県内の市町村、さらには商業施設などにも導入していただくように旗を振っていただければなと思っております。

先ほど神奈川県の事例も紹介していただきましたように、やはり県が旗を振ると非常にスピードアップしてすぐ広がる実例もございますので、今、国交省も公共機関にそういう取組をしよう。また、厚生労働省も各事業主に対してそういう働きかけと、国としても今積極的に動いておりますので、ぜひ県も前向きに取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

最後に、ダブルケアにつきまして要望でございますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、ダブルケアという部分に焦点を当てた支援メニューは現状ないのかなと。ただ、重層支援の一つのメニューとして、ダブルケアの相談があった場合の対応ということで、市町村にも情報提供をしたり、そういう取組のかなと思っております。

ただ、そういった中で、他県においては、ダブルケアというところに焦点を当てて取り組んでいる例がございます。もう担当課では調べていただいているかと思いますが、お隣の岩手県においては非常に進んでおりまして、令和二年七月に市町村及び市町村の社協に対してダブルケア支援に関する基礎調査を行っている。県内のダブルケアの支援に関する現状と課題のほか、市町村及び市町村の社協が把握しているダブルケアの当事者の人数などの把握を行って、それを踏まえて、同年の九月にダブルケアについてのガイドブックを発行しておると。中身も大変素晴らしい内容になっております。

ぜひ本県でのダブルケアの実態はどうかというところを市町村、また社協とも連携しながら、実態把握の方法を県としても前向きに考えていただければなと思っております。

それに加えて、岩手県のような県が主導してガイドブックを作って、その当事者、さらには支援者に向けた具体的な情報提供、支援の在り方、相談窓口、そういったものを一元化している先進事例がありますので、ぜひとも本県としてもそれを参考にさせていただいて、今までは焦点を当てなかったダブルケアという部分に関して、一歩進んだ形での取組をしていただきますよう要望して、全部の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（寺田達也） 十五分間休憩いたします。

午後三時三十六分休憩

午後三時五十五分再開

○議長（丸井 裕） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

二十六番谷川政人議員の登壇を許可いたします。――谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 議長より登壇を許されました自由民主党の谷川政人でございます。青森県政の限らない発展と次代を担う子供たちの

健やかなる成長を願い、通告の順序に従って、早速、一般質問をさせていただきます。

質問の一つ目は、青森空港国際線の状況についてであります。

近年、我が国を訪れる外国人観光客は大幅に増加しており、二〇二四年には過去最高の約三千六百八十六万人の外国人観光客が、首都圏はもとより、全国の魅力ある各地域を訪れております。

今年の二月、観光庁が公表した二〇二四年における年間宿泊旅行統計調査の速報値を見ますと、外国人を含めた延べ宿泊者数は六億五千二十八万人泊であり、新型コロナウイルス感染症が発生する前の二〇一九年と比較してもプラス九・一%、対前年比でもプラス五・三%となっております。また、そのうちの日本人延べ宿泊者数は四億八千六百六十八万人泊、対二〇一九年比ではプラス一・三%であるものの、対前年比ではマイナスの二・六%となっております。

一方、我が国を訪れる外国人の延べ宿泊者数を見ますと一億六千三百六十万人泊で、対二〇一九年比では、何とプラス四一・五%、また、前年に比べてもプラス三八・九%と、いずれも大幅な伸びを示しております。さらに、延べ宿泊者数全体に占める外国人宿泊者数の割合は二五・二%にも上っており、近年、日本を訪れる外国人宿泊者が大幅に伸びていることがうかがえる統計結果となっております。

こうした統計でも明らかのように、我が国の観光産業は、コロナ禍の暗く長いトンネルを抜け出し、特に昨年は過去最高を記録する外国人観光客が日本の各地を訪れてくれました。もちろん、私たちが暮らすこの青森県にも、台湾、中国、韓国などの外国人たちが多く足を運んでくれており、県内各地域の美しい自然環境や歴史、文化、そして四季を彩る祭りなどに触れ、宿泊し、飲食やお土産を購入するなど、様々な分野で消費が拡大され、本県経済の成長を牽引してくれていると感じております。

今後も、さらに本県のインバウンド需要を拡大させ、本県経済の活性

化につなげていくためには、やはり本県の空の玄関口である青森空港の国際線の充実、強化が大変重要であると考えております。

現在、二〇二四年に再開された青森空港を発着する国際線定期便の大韓航空ソウル―青森線、エバー航空の台北―青森線の二つの国際線は週三便で運航し、いずれの路線も搭乗率はコロナ禍前を上回り、好調に推移していると聞き及んでおります。今後もさらなる利用促進につなげていかなければいけないと考えておりますが、そこでまず、一点目として、ソウル線及び台北線の運航再開以降の利用状況について伺いたいいたします。

また、青森県内に宿泊している外国人旅行者の国別の状況を見ますと、台湾、中国、韓国の順に推移しております。この実態を見ても、コロナウイルス感染症の世界的な蔓延によつて、令和二年、就航目前で実現に至らなかった青森―上海線の実現に向けた取組をやはり強化すべきではないかと考えておりますが、現状、青森―上海線については、中国東方航空が他路線の利用実績や青森空港の受入れ体制の状況を踏まえながら、具体的な就航時期を見計らっていると聞き及んでおります。そこで、二点目として、青森空港の中国路線就航の見通しについて伺いたいいたします。

次に、二項目、令和六年十二月からの豪雪によるリング被害への支援対策についてであります。

昨年の暮れから今年の二月二十三日まで津軽地域は断続的な大雪に見舞われ、特に弘前市の積雪は、同日午前二時に百六十センチに達し、二〇一三年に記録した百五十三センチの最深記録が十二年ぶりに更新されたことが、報道機関を通じ、全国で大きく取り上げられたことは記憶に新しいと思います。

まさに観測史上最深を記録した今冬の大雪は、津軽地域で暮らす住民の日常生活に非常に大きな影響を与えました。朝起きて玄関先を見ると、四十センチ以上の積雪があるにもかかわらず、除雪車が来ていない

ことにより自家用車を出せず、仕事を休まざるを得なかったこと、また、除雪された雪によって道幅は極端に狭くなり、大規模な交通渋滞が発生し、日々ストレスを抱えながら通勤、通学しなければいけなかったことなど、多数の声が寄せられました。さらに、家屋や農業用ハウスの倒壊、リンゴ樹の倒木、幹割れ、枝折れなど、今冬の豪雪被害は多岐にわたりました。

その実態について、先月の二十一日、県農林水産部が発表した今冬の豪雪による農業被害額は、総額二百十四億八千二百五十九万円となっており、そのうち、リンゴの枝折れを含む農産物が二百七億六千八百八十八万円、パイプハウスなどの農業関係施設が五億九千三百三十五万円と、被害の大きさを改めて痛感させられた思いでもあります。

こうした被害に対応するため、県はもとより、国もスピード感を持って雪害支援対策を打ち出し、落胆している生産者の生産意欲を醸成させながら、本県の農業を守ろうと必死に努力をいただいていると感じております。しかしながら、県が打ち出したりりんご等果樹雪害復旧緊急支援事業について、生産者たちが問合せをしたくても窓口がどこなのか分からず、戸惑う声が多数寄せられたこともあり、担当窓口をしつかりと定め、生産者の思いに寄り添った相談体制を広く周知していくことも課題として挙げられるようです。

そこで、一点目として、令和七年度青森県りんご等果樹雪害復旧緊急支援事業の進捗状況について伺いいたします。

また、二点目として、国が実施する果樹経営支援対策事業の雪害復旧に向けた特別対策の内容と今後の進め方について伺いいたします。

さらに、被害を受けた生産者の皆様から、改植に必要な苗木の供給に不安の声が寄せられております。

そこで、三点目として、県は、リンゴの苗木の安定供給に向けた総合対策にどのように取り組んでいくのか伺いいたします。

次に、三項目、県内ローカル鉄道についてであります。

我が国の鉄道の歴史は、一八七二年、新橋―横浜間の二十九キロメートルの開通が最初とされ、以来、明治末期までには全国の幹線網がほぼ完成されるに至ったと言われております。日本の鉄道開業から既に百五十三年の時間が流れておりますが、鉄道は、一度に多くの人々を迅速に、かつ正確な時間で運び、環境への負荷も少ない優れた輸送機関として、我が国の経済成長に大きな役割を果たしてきました。

しかし、少子高齢化を背景とした人口減少時代の現代においては、利用者の減少はもとより、あらゆる職種に共通の人手不足問題や働き方改革への対応、さらには物価高騰、燃料高騰、そしてモータリゼーションによるライフスタイルなど、社会環境は当時と大きく変化し、日常生活において鉄道による移動手段は加速度的に縮小しているため、県内のローカル鉄道を運営する事業者の経営環境は一段と厳しさを増しているのが実態であると言えます。

こうした状況の中、私の地元にある弘南鉄道大鰐線は、三年後の二〇二八年三月末で運行を休止することが決定されており、四月以降の代替交通の確保といった課題の解決に向け、県、沿線自治体、鉄道事業者をはじめとする関係機関が連携し、方向性を年内の早い段階で見いだしていくとされております。

私もそうであります。地元地域で暮らす県民からは、長年地域の公共交通として親しまれてきた弘南鉄道大鰐線が廃止されることの報道を耳にしたとき、驚きとともに、これまで地域住民の生活の足を守るために行われてきた、国、県、沿線市町村による手厚い支援もむなしく、交通事業者として苦渋の決断をされたことは、やはり重く受け止めざるを得ないし、本当に残念でならないと口をそろえて話しております。

そして、改めて昔のことを振り返ってみれば、旧平賀町出身の私は、車の免許を持たない母親と買物や病院などに行くことになる、いつも弘南鉄道を利用しておりました。横長の座席シートに子供が電車に乗る特有のスタイルで、窓側を向いて正座し、津軽平野をどっしりと守って

くれている岩木山や赤く色づいたリンゴ、黄金色に広がる田んぼなどの田園風景をずっと眺めながら、ふるさとへの愛着が育まれてきたこと、また、高校生になつてからは、毎日朝夕電車で通学するため、先輩から電車に乗るときのマナーについて愛情を持って厳しく御指導いただいたこと、そして、他校の生徒とも毎日同じ電車に乗ることで顔見知りになり、今、この年になつても日頃からお付き合いをするほど深い友情を育むことができた青春時代の思い出は、当時弘南鉄道を利用していたからにはほかならないと思っております。

しかし、廃止が決定された弘南鉄道大鰐線はもとより、津軽鉄道や青森鉄道など、県内のローカル鉄道を利用する人たちは、先ほども触れたように、通学などで利用する学生や車の免許を持たない人たち、さらには、多くの高齢者といった交通弱者と言われる人たちであります。政治や行政は、やはりこうした人たちの目線に立ち、思いや声に寄り添いながら、真に地域の発展に貢献し、利用者からも感謝される、人口減少時代にふさわしい、コンパクトでしなやかな地域公共交通へ再構築していくための取組が求められていると思っております。

私が子供の頃経験したように、将来の利用者になるであろう子供たちには、やはり今のうちからローカル鉄道の利用に慣れ、駅や鉄道に親しみ、郷土愛を育むことが長い目で見ると必要なものかもしれないと考えるところでもあります。

そこで、一点目として、弘南鉄道大鰐線の運行休止後の代替交通の確保に向けた県の取組について伺いいたします。

また、二点目として、将来にわたる県内のローカル鉄道の維持に向けて、子供の利用促進を図るべきと考えるが、県の取組をお伺いいたします。

次に、四項目、企業誘致の推進についてであります。

今月の四日、厚生労働省による二〇二四年の人口動態統計が発表されました。その内容によると、本県の女性一人が生涯に産む子供の推定人

数――合計特殊出生率は、前年と比べ〇・〇九ポイント減少し、本県にとつて過去最低となる一・一四となり、全国平均の一・一五を下回る結果になったとの報道がなされました。この状況は、もちろん青森県だけに限ったことではなく、出生数は全都道府県で減少しており、昨年生まれた子供の数は六十八万六千六十一人と、統計を開始して以降、初めて七十万人を割り込むことになり、急速な少子化に歯止めがかからない危機的な状況にあると指摘されております。

長いトンネルへと入り込んでしまった少子化や人口減少の要因は、十五歳から四十九歳の女性の人口流出や、未婚・晩婚化、また、都会との賃金格差や非正規労働による低収入など、子供を産み育てることへの不安が強い点も挙げられております。

こうした実情を真摯に受け止めながらも、多くの若者や女性が本県に定着・還流し、その上で結婚を希望される方がその希望をかなえ、希望する数の子供を持てるような環境をしっかりとつくっていくことを、県民は、知事をはじめ、我々政治に携わる者、そして県執行部に強く求めしており、やはり働く場をいかに提供していけるかが重要な鍵になっていると思っております。

その中でも特に県外の優良企業を本県に誘致していくことは、これまで地域になかった新たな雇用が生み出されることによつて、地域産業が多様化するとともに、税収アップや新たな商品の開発、地域ブランドの向上など、様々な効果をもたらすことに大きな期待が持てると考えます。また、企業側にとつても補助金の支給や不動産コストの削減、さらには、青森県人特有の勤勉な従業員と共に企業の将来を描くことができることなど、多くのメリットがあることを広く周知し、より多くの企業を誘致することを推し進めていかなければいけないと考えております。

そこで、一点目として、過去三年間の企業誘致の実績について伺いいたします。

また、二年目として、企業誘致の推進に向けて、今後どのように取り

組んでいくのかお伺いいたします。

次に、五項目、県産農林水産品のアメリカ向け輸出促進の取組についてであります。

アメリカのメジャーリーグでは、今や多くの日本人選手が活躍しております。その中でも大谷翔平選手の活躍ぶりは、日本でも連日のように報道されており、私たちに夢と希望、そして日々の生活に活力を与えてくれていると感じております。

今年の三月十八日、十九日に東京ドームで開催されたMLBの開幕戦、東京シリーズでは、ロサンゼルス・ドジャース対シカゴ・カブスの二連戦に日本国民は熱狂いたしました。両チームに所属する日本人選手たちの活躍に、東京ドームでの観戦者はもとより、テレビ越しに大きな声で声援を送っていたのは私だけではないと思っております。

米国のチーム同士の開幕戦でありながら、日本の国民的行事と表現しても過言ではないほどの盛り上がりを見せたMLBの開幕戦、東京シリーズでしたが、両チームの選手やその家族、そして選手を支える大勢のスタッフや専属記者までが練習や試合以外の場面において、すしやラーメンなどの日本食はもちろん、アニメや相撲といった日本文化も堪能してくれたようであります。滞在時はもちろん、帰国後も各選手たちがSNSを通じアップロードしてくれた思い出の写真や映像は、アメリカはもとより、世界の人々に日本の魅力とすばらしさを広く伝え、大きな経済効果をもたらしてくれていると感じております。

このような中、今年になって発表されたトランプ関税は世界中に衝撃を与え、日本との関税交渉がいまだに定まらず、日々様々な情報が飛び交い、今後の情勢が大変気になる昨今であります。そのような情勢の中でも、今回のMLBの開幕戦、東京シリーズをきっかけに改めて巻き起こった日本食への関心の高まりは、本県として絶好のチャンスとして捉え、生かしていかなければいけないと思います。そして、消費者の購買力が高いアメリカをはじめとした欧米市場へ県産品の強力なアプロ

ーチと輸出の促進が今後の本県の経済発展に向けてとても重要であると考えるところであります。

そこで、一点目として、近年における県産農林水産品のアメリカへの輸出状況についてお伺いいたします。

次に、二点目として、県産農林水産品のアメリカへの輸出促進に、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、最後の項目、県立高等学校におけるICTを活用した教育活動の充実についてであります。

現代社会において、パソコンをはじめ、スマートフォンやタブレット端末などの情報端末は、年代を問わず大変身近なものとなりました。

青森県議会においても、これまで議場へ携帯電話などの情報端末の持ち込みが禁止されておりましたが、今年の二月二十一日開会された定例県議会からは、本会議での専用タブレット端末の利用が認められるようになりました。これまで紙ベースによる議案書などの資料配付もこの六月議会が最後となり、今後は、ペーパーレス化はもちろん、議会における情報伝達の効率化や資料管理の容易化など、タブレット端末のより有効な活用方法等を議会としてさらに追求、検討しながら役立てていけるよう、努力を積み重ねていかなければと考えているところでもあります。

こうした中にも、全国の教育現場においては、近年、パソコンやタブレット端末、電子黒板、無線LANなどのハードウェアから、eラーニング、デジタル教科書等のソフトウェアまで積極的に導入されており、私たちが子供の頃には全く想像することもできなかったような教育におけるICT化が加速度的に進んできていると認識いたしております。

また、ICTを活用した教育は、黒板の内容を生徒側の端末にワンタッチで共有することができるようになったり、図形問題をタブレット上で実際に動かし、立体的な理解を深めることなどできたりとメリット

もあるようですが、一方では、有害サイトを通じた犯罪や長時間利用による生活リズムの乱れが生じること、また、インターネットで調べられることによって、自分で考える力が低下することなどのデメリットも指摘されているようです。

しかし、ICTを活用した教育の取組によって、授業や生徒により変化を実感していると答える教員がかなり多いといった意識調査の結果も報告されており、指摘されている様々な課題を克服しながらも、ICTを活用した教育の効果をより高めていければと期待もしているものであります。

特に、人口の一極集中が進み、過疎地では各教科の専門知識を有する教員を確保することができないといった問題や、学力に関する地域格差が問題となっていることなどへの対応には、テレビ会議、ウェブ会議端末を導入し、離れた学校と一緒に遠隔で合同授業が行えるような取組を実施している自治体も増えてきていると聞き及んでおります。

そこで、一点目として、ICTを活用した教育活動の充実に向けた県教育委員会の考え方と今年度の取組についてお伺いいたします。

また、二点目として、遠隔授業の実施に向けた今後の取組についてお伺いいたします。

以上、六項目についてお伺いし、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 谷川議員にお答えいたします。

私からは、まず、令和七年度青森県りんご等果樹雪害復旧緊急支援事業の進捗状況についてお答えいたします。

本事業は、被害樹の修復や撤去に必要な作業用機械の借り上げに要する経費を支援するもので、六月九日時点の申込件数は三十三件となっております。その大半がバックホーの借り上げ経費に対する補助となっております。

県としては、生産者から窓口である果樹産地協議会への申込期限を八月三十一日としていることから、引き続き、庁内関係課と農林水産事務所で構成する雪害復旧支援チームを中心に生産者へ本事業を周知し、活用を促していくこととしております。

次に、国が実施する果樹経営支援対策事業の雪害復旧に向けた特別対策の内容と今後の進め方についてお答えいたします。

先般、国が公表した特別対策では、通常メニューでは認められていない同一品種や一本単位での改植、それに伴う未収益期間の幼木の管理経費支援に加え、県が要望した被害樹で生産を続けながら樹間に苗木を植える漸進更新が事業内容に追加されております。

また、改植までの病害蔓延防止に向けた薬剤散布や、被害樹体の伐採、抜根、撤去のほか、苗木の円滑な供給を目的とした産地単位で苗木をプールの育苗圃の設置に対する支援も可能となっております。

県としては、今後、国が本県で開催する事業説明会において、事業の詳細な内容や実施スケジュール等を確認し、事業実施の窓口となる各果樹産地協議会と連携しながら、生産者が速やかに支援を受けられるよう対応してまいります。

次に、リンゴ苗木の安定供給に向けた総合対策にどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

苗木の安定供給に向けては、生産者が今後も安心してリンゴ生産ができるよう、スピード感を持って行う短期的対策に加え、中長期的な視点で取組を進めていく必要があると考えております。

短期的対策では、苗木不足の現状を踏まえ、県内外の在庫数量を確認し、情報提供するほか、技術対策として、早期に収量を得られる被害樹への高接ぎの方法について、研修会の開催や農業情報サイト「農なび青森」での動画配信により周知しているところであります。

中長期的対策としては、苗木の生産体制の構築に向け、現在、県内の苗木業者に対してヒアリングを実施し、課題を把握しているところであ

り、今後、苗木業者や関係する農業団体などと連携し、苗木の増産や災害等に備えた台木の備蓄に向けた体制づくりに取り組んでまいります。続きまして、弘南鉄道大鰐線の運行休止後の代替交通の確保に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、弘南鉄道大鰐線の代替交通を検討するため、本年三月、沿線市町と交通事業者等による弘南鉄道代替交通検討会議を立ち上げ、秋までに交通モードや運行ルート等の代替交通の大枠について公表を目指すことを関係者間で合意したところであります。

会議では、これまで、弘南鉄道大鰐線及び大鰐線に一部並行する弘前市と大鰐町を結ぶ路線バスの利用状況等を共有してきたところであり、今後は、既存の鉄道や路線バスの活用、路線バスの再編、弘南鉄道大鰐線が他の鉄道やバス路線と並行していない義塾高校前駅―小栗山駅間の移動手段の確保等について、具体的な検討を進めることとしております。

次に、将来にわたる県内ローカル鉄道の維持に向け、子供の利用促進を図るための取組についてお答えいたします。

本県ローカル鉄道において、子供の利用を促進することは、マイレール意識が醸成され、新規需要の獲得に効果があるほか、子供たちの外出支援など、こどもまんなか社会の実現にも資するものと考えております。

そこで、県では、今年度新たに県内の保育園や幼稚園、小・中学校等が行う教育旅行を対象として、青い森鉄道、弘南鉄道及び津軽鉄道の運賃を無償化するローカル鉄道教育旅行活用推進事業を実施することとし、本日、事業の周知を開始したところであります。

本事業では、沿線市町村の子供を中心とする三千五百人以上の利用を目指し、未来を担う子供たちが地域の学びと組み合わせた鉄道乗車の機会創出を通じて、本県ローカル鉄道の維持、活性化に取り組んでまいります。

続きまして、企業誘致の推進に向けた取組についてお答えいたします。

企業誘致は、県民、特に若い世代に魅力的で多様な雇用を創出し、地域経済に大きな効果をもたらすことから、重要な取組であると認識しております。

このため、県では、本県の産業特性や優位性を踏まえた上で、今後成長が見込まれる産業分野などをターゲットとして、企業の立地意向を調査するとともに、本県の立地環境の情報発信を行うほか、建物や設備等の取得に対する助成制度を設けるなど、様々な取組を行っています。

特に、今年度からGX関連産業の誘致に向けて取り組むこととしており、中でも半導体関連産業については、首都圏で開催される産業展示会への出展や、台湾企業等をターゲットとしたプロモーション活動を行うなど、取組を強化してまいります。

続きまして、県産農林水産品のアメリカへの輸出促進に向けた取組についてお答えいたします。

県では、青森県輸出戦略に基づき、関係団体等と連携しながら、アメリカ向けの重点品目であるホタテやナガイモ、リンゴジュースなどについて、現地バイヤーと県内事業者とのマッチングや現地高級スーパーでの試食宣伝に取り組むこととしております。

また、本年度からは、自治体国際化協会ニューヨーク事務所に職員を出向させ、現地の関係団体や企業等のネットワーク構築にも取り組んでおります。来年一月には私自身も現地を訪問し、トップセールスを行う予定としており、関税措置などの輸出環境の変化に柔軟に対応しつつ、世界最大の経済規模を誇るアメリカ市場の需要獲得に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 過去三年間の企業誘致の実績についてお

答えします。

令和四年度から令和六年度までの企業誘致件数は、合計で四十件となっており、製造業が十七件、非製造業が二十三件と、近年は非製造業の立地が増加しています。

業種別に見ると、製造業の主なものは、食料品製造業が五件、電気機械器具製造業が三件となっています。

また、非製造業の主なものは、コンタクトセンター関連業が十三件と最も多く、次いでソフトウェア等情報関連業が七件となっています。

○議長（丸井 裕） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 御質問三点にお答えいたします。

ソウル線及び台北線の運航再開以降の利用状況についてです。

青森―ソウル線については、運航が再開された令和六年一月二十日から本年四月末までの利用者数が四万六千三百八十二人、利用率が七二・四％で、利用者数全体に占める日本人の割合が二三・八％となっています。

また、青森―台北線については、運航が再開された令和六年十月二十九日から本年四月末までの利用者数が二万三千二百十六人、利用率が八三％で、利用者数全体に占める日本人の割合が一二％となっています。

次に、青森空港の中国路線就航の見通しについてです。

本県と中国を結ぶ航空路線については、中国東方航空が青森―上海線を就航させることで準備を進めていたものの、コロナ禍の影響を受け、令和二年に就航目前で実現に至りませんでした。

同社は、現在も青森―上海線について、定期便就航の意向を示しているものの、青森空港の受入れ体制が整っていないことから、就航の見通しが立っていないところであり、県としては、引き続き、就航に向けた情報交換を行ってまいります。

次に、近年における県産農林水産品のアメリカへの輸出状況についてお答えいたします。

県産農林水産品のアメリカ向けの輸出額は、ジェットロ青森によると、令和三年が八億千三十八万円、令和四年が七億七千八百七十六万円、令和五年が九億六百六十六万円で、輸出額全体に占める割合は、いずれの年も三％程度となっています。

このうち、令和五年について品目別の割合を見ると、ホタテが四六％と最も多く、次いでサバの調製品が二一％、イカが一四％、ナガイモと日本酒がそれぞれ四％などとなっています。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問二点にお答えします。

まず、ICTを活用した教育活動の充実に向けた考え方と今年度の取組についてです。

青森県立高等学校教育改革推進計画第二期実施計画では、個別最適な学びと協働的な学びを実現する観点から、教員による従来の対面指導に加え、インターネットの活用による遠隔教育やオンデマンドの動画教材等、学習場面に応じて効果的にICTを取り入れた授業づくりを進めることとしています。

あわせて、充実したICT環境の提供とICTの活用に係る実践的な教員研修により、教育活動の充実につなげていくこととしています。

今年度は、県総合学校教育センター、鱚ヶ沢高等学校、野辺地高等学校、三戸高等学校、三本木農業恵拓高等学校及び五所川原工科高等学校に遠隔教育の実施に必要な機器を整備し、遠隔教育システムの運用の検証や補習の配信をすることとしています。

次に、遠隔授業の実施に向けた今後の取組についてお答えします。

生徒の多様な学習ニーズに応じた遠隔教育の基盤を構築するため、補習の配信による実践検証を行うとともに、各校で異なる授業開始時刻に合わせた配信スケジュールの作成、遠隔授業に対応した教材作成、効果的な配信方法の研究に取り組むこととしています。

なお、単位認定を行う遠隔授業の実施に当たっては、同時に授業を受

ける生徒数は四十人以下であること、遠隔授業を受信する教室に教員を配置すること、遠隔授業により修得できる単位数の上限が三十六単位であることなどの留意事項が文部科学省から示されています。

これらを踏まえ、生徒と教員がリアルタイムでコミュニケーションを取りながら授業を進める同時双方向型の遠隔授業の実施に向けて検討していきます。

○議長（丸井 裕） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 壇上から大きく六項目について質問させていただきます、それぞれ御答弁をいただきました。宮下知事をはじめ、執行部におかれましては、リング生産者をはじめ、県民の声にしっかりと耳を傾けることを忘れず、関係市町村並びに関係団体と連携しながら、青森新時代に向かって取り組んでいただけることをお願い申し上げます、質問を終わりたいと思います。

○議長（丸井 裕） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。明日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時三十六分散会